

予算決算常任委員会（平成31年度予算審査）会議録

平成31年3月12日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時30分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

予算審査の運営について

質疑

平成31年度一般会計歳入

平成31年度一般会計歳出（1議会費～3民生費）

閉議宣告

出席委員（15名）

委員長	丹 正 臣 君	副委員長	遠 山 昭 二 君
委員	井 上 久 嗣 君	委員	大 西 陽 君
委員	喜 多 武 彦 君	委員	国 忠 崇 史 君
委員	苔 口 千 笑 君	委員	佐 藤 正 君
委員	真 保 誠 君	委員	十 河 剛 志 君
委員	谷 守 君	委員	西 川 剛 君
委員	村 上 緑 一 君	委員	山 居 忠 彰 君
委員	渡 辺 英 次 君		
議長	松ヶ平 哲 幸 君	委員外議員	谷 口 隆 徳 君

出席説明員

市長	牧 野 勇 司 君	副市長	相 山 佳 則 君
総務部長	中 舘 佳 嗣 君	市民部長	佐々木 幸 美 君
保健福祉部長	田 中 寿 幸 君	経済部長	井 出 俊 博 君
建設水道部長	工 藤 博 文 君	朝日総合支所長	法 邑 和 浩 君
総合企画室長	東 川 晃 宏 君	こども・子育て 応援室長	平 岡 恵 子 君

健康推進室長	米谷祐子君	企画課長	大橋雅民君
秘書広報課長	岡崎忠幸君	財政課長	丸徹也君
新庁舎準備室長職務従事	青木伸裕君	税務課長	古川敬君
子育て支援課長	藪中洋行君	保育推進課長	東川由美君
介護保険課長	松ヶ平久美子君	建築課長	佐々木誠君
建築課参事	峯垣智剛君	企画課副長	坂本洋紅君
財政課主幹	藤田昌宏君	新庁舎準備室副	水留啓諭君
税務課副長	佐久間貴之君	子育て支援課副	御代田知香君
あいの実保育園主	前澤亜由美君	介護保険課副長	滝上聡典君
地域包括支援センター副長	佐山友美君	建築課副長	佐藤志津子君
企画課企画係長	木村哲晃君	企画課振興係長	萩田貴彦君
秘書広報課長 秘書広報係長	千葉玲君	財政課主査 財政係主査	樫木孝士君
新庁舎準備室長 新庁舎係長	水村友博君	子育て支援課 こども育成係長	佐野貴敬君
介護保険課 高齢者福祉係主	吉尾涉君		
<hr/>			
教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 教生涯学習部長	鴻野弘志君
<hr/>			
病院 副管業者	三好信之君	市立 病院長	加藤浩美君

事務局出席者

議会事務局 局長	千葉靖紀君	議会事務局 総務課長	岡崎浩章君
議会事務局 総務課副局長	前畑美香君	議会事務局 総務課主事	駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○委員長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(丹 正臣君) 本日の会議録署名委員については、3月6日の予算決算常任委員会で指名のとおりであります。

○委員長(丹 正臣君) 最初に、本委員会の運営について申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成31年度士別市一般会計予算から議案第17号 士別市特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてまでの17案件であります。この付託案件の質疑から採決までを、本日から3月14日までの間に行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

付託案件の審査方法は、質疑については、あらかじめ通告書を提出していただいておりますので、通告に従い、一般会計については歳入を一括して質疑し、次に歳出を款別に質疑します。また、特別会計については5会計を一括、企業会計については水道事業会計、病院事業会計を一括して質疑し、関連議案についても一括して質疑を行います。最後に、31年度予算全般について質疑を行った後、採決を行います。

○委員長(丹 正臣君) それでは、議案第1号 平成31年度士別市一般会計予算から議案第17号 士別市特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてまでの17案件を一括議題といたします。

平成31年度一般会計予算案についての質疑を行います。

初めに、歳入について一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員(真保 誠君) おはようございます。

まず、歳入の中で、自動車取得税の交付金について御質問します。

前年度6,500万円計上されておりましたが、今年度は2,800万円ということで3,700万円の減になっております。恐らく10月からの消費税10%への増税に伴う廃止、それから地方税制の改正に伴っての本交付金の減少だと理解しておりますけれども、非常に金額も大きいですし、本市の歳入にも影響が大きいと推察されますけれども、この車体課税の大幅な見直しがちよっと複雑で理解しにくいところありますので、この部分の御説明をお願いいたします。

○委員長(丹 正臣君) 樫木財政課財政係主査。

○財政課財政係主査(樫木孝士君) お答えいたします。

まず、自動車取得税については、委員おっしゃるとおり、本年10月1日の消費税率10%への引き上げに合わせ廃止となります。この自動車取得税交付金についてですが、この10月1日廃止ということもあり、地方財政計画において自動車取得税の31年度収入見込み額は、前年比

47.7%の減と示されています。このため、30年度の決算見込み額に増減額を乗じて、31年度予算額は2,800万円を計上したところです。

そこで、車体課税の大幅な見直しに関する御質問がございました。平成28年度税制改正の際に車体課税の大幅な見直しが行われ、消費税率10%への引き上げ時に自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設することとされました。この車体課税の見直しによる予算の影響について御説明いたしますが、まず、自動車税環境性能割、これについては、自動車取得税と同様にその一部を市町村に交付することとなるため、新たに環境性能割交付金を創設しまして、2,000万円計上しています。

また、市税のうち、軽自動車税には新たに環境性能割を創設し、101万1,000円を計上しています。

さらに、消費税率引き上げに伴う対応として実施される環境性能割の税率軽減による地方税の減収分については、地方特例交付金として交付されることとなっているため、その分の歳入を約77万円見込み、地方特例交付金に追加で計上しているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 地方税の減収については今の御説明で理解できました。

それで、車を取得する人の取得の金額によっていろいろ変わってくるとは思いますが、単純に昨年度と同額の取得があった場合と仮定したときに、この金額というのは、いかほど増減の差があるのか、非常に理解しにくい部分があるんですけども、そこら辺をちょっと御説明いただけませんか。

○委員長（丹 正臣君） 樫木主査。

○財政課財政係主査（樫木孝士君） お答えいたします。

この車体課税の部分については景気の動向に左右されやすいので、同程度というのものなかなか難しいところではありますが、30年度の決算見込みから御説明いたしますと、30年度の決算見込み額は約5,200万円を見込んでおります。これに対しまして、車体課税の見直しに係る平成31年度歳入予算の総額が、先ほど御説明したとおりであります。約5,000万円を計上しています。この部分については若干の減少になってはいますが、消費税増税がある年ということもありまして、その分の減少も見込んでおられるところであり、ほぼ同額の歳入があるものと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 理解できました。

次の質問に、続けてですけれども移ります。

歳入の住宅使用料の件について御質問いたします。

予算書に住宅使用料が載っておりますが、2億円を若干超えておりますけれども、その中に

公営住宅の使用料が1億9,500万円見込んでおるのが確認されました。この見込み額は、現況の入居状況、使用料収入等を算出されていると思うんですけども、単純に考えて、入居率を上げれば使用料収入が増収になるんじゃないかということで考えます。現在の入居率と管理コストの状況をお尋ねしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤建築課副長。

○建築課副長（佐藤志津子君） 市営住宅の現在の管理戸数についてですが、27団地180棟1,078戸で、そのうちの空き家は161戸となっております。入居率といたしましては85%程度でございます。161戸の空き家の内訳ですが、募集中が15戸、解体予定など政策空き家が64戸、募集予定その他の空き家が82戸となっております。

市営住宅につきましては、公営住宅法に基づく公営住宅となっておりますので、その目的は、住宅に困窮する低額所得者に対する賃貸住宅となっており、低廉な家賃を求める方に提供するものではないということから、あくまで公募に対する応募による入居を基本としております。公募は、基本的に毎月行っておりまして、募集案内は市の広報やホームページ、地元紙への広告などで広く周知するとともに、募集しても応募のなかった住戸につきましては、随時入居を受け付けるなどの対応をしております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 今ほど御説明いただいて理解できましたが、単純に計算しますと、入居率が85%ということですので伺いました。単純に1%増するということと約230万円の増収になるわけです。こちら辺、非常に難しいと思うんですけども、広報しべつでも毎月入居の募集を掲載しておりますけれども、市営住宅でありますので、いろいろ入居者の要件とか要望とかそういうことで決まると思うので、行政側のPRということは非常に難しいと思いますけれども。この1%増になれば230万円程度の増収が見込めるわけですので、この辺、入居率を上げる施策というものを何か考えられてるのかどうか、お答えをお願いいたします。

○委員長（丹 正臣君） 峯垣建築課参事。

○建築課参事（峯垣智剛君） お答えします。

現在の市営住宅の応募状況なんですけれども、募集しても応募がない状況がかなり増えております。近年の応募の倍率にいたしましても、高くても1.1倍程度ということで、募集しても応募がない住宅が増えている状況となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 募集に応募がないというお答えですが、そこを今後、入居率を上げるという何か、先ほどの再度の質問になりますけれども、施策というか方法とか、何か行政側ではお考えなのではないかという質問でした。

○委員長（丹 正臣君） 峯垣参事。

○建築課参事（峯垣智剛君） お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、市営住宅は公営住宅法に基づいて行っている事業であります。解体につきまして、今後、平成28年度に策定しました士別市公営住宅等長寿命化計画ののっとり、現在、用途廃止による解体を進めております。その状況が、今後約10年間で約11団地200戸の用途廃止による解体を予定しておりますので、そこにお住まいの方、約142世帯の方の移転先をこの空き家の状況の中から確保しなければいけないこともありまして、この空き家については、この移転の事業を行うためにも必要だと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 住宅に関しましては、いろいろ耐用年数の関係もあると思うので、解体の予定というのはいろいろ複雑になってくるとは思います。前に伺ったときに、2027年までは建てかえはしないということでは話は聞いておりますけれども、今後、この耐用年数に応じて解体が順次されていくと思うんですけれども、その後の住宅の建てかえということを考えたときに、この耐用年数の短期化というか、あまり長期でない耐用年数の構造でつくっていくほうが、非常に将来的な価格的に考えたときにいいんじゃないかと思うんですが、この前伺ったときには、30年、45年、構造上いろいろ、長期では70年というものもあるようです。この先を見越したときに、やはり30年という一番最短の耐用年数の構築物で進めていくのがベストだと思うんですけれども、その辺はいかがお考えですか。

○委員長（丹 正臣君） 佐々木建築課長。

○建築課長（佐々木 誠君） 建てかえに関しましては、旭川周辺の町なんかは木造を主として、木造の場合は耐用年数30年となりますので、そのような買い取り型とか多様な方式で住宅を供給してまいります。本市も、木造ですと耐用年数30年、2階建ての準耐火建築物だと45年とか、3階以上の耐火だと70年とかの耐用年数があるので、このような変動、社会状況もかなり年数がたてば変わってきますので、木造の建築も視野に入れながら、今後、地場産業を使いながらとか、いろんなことを考慮して決めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、私のほうからも、歳入、市税についてお聞きしたいと思います。各会計予算及び予算説明書の16、17ページというところになります。

この市税については、31年度予算ベースでも約12%の比率ということで、自主財源の主力というところでもあります。そんなところで、この市税総額が、31年度の予算額22億4,300万円と、前年30年度は約22億円ということで、今期は4,300万円ほど増加と見込んでおりますけれども、まずはこの内訳等について簡潔に御説明いただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐久間税務課副長。

○税務課副長（佐久間貴之君） お答えいたします。

増加している主な要因といたしまして、個人市民税で2,227万円、法人市民税で1,423万円、市民税合計で3,650万円、そのほか固定資産税で1,400万円が主な増加の要因となっております。以上です。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 書いてあるとおり説明いただきました。

それで、このうち市民税でありますけれども、今3,650万円ほど対前年より増加しているんだと、そういった形の中で、この人口減少の中、そしてなかなかこの地方の経済も依然厳しい状況ではないかと想像する中で増加の目標を立てられております。

一つには、人口減少下においても、この過疎地域の景気回復というのはなかなか個人では進んでいるんだろうなという、そういうところから想像はしているんですけども、本市としては、この辺のところの要因というのはどういうふうに捉えられているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐久間副長。

○税務課副長（佐久間貴之君） お答えいたします。

農業所得につきましては、今年の天候不順により全体的にやや不良、生産物によっては不良という状況から、所得の減少を見込んでいるところでございます。

増加の要因といたしまして、個人市民税の給与所得及び法人市民税についてですが、平成30年度においては、当初予算を上回るものと見込んでおりまして、平成31年度予算においても平成30年度ベースを維持できるものとして計上したものでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 総体ですから、なかなか要因というのは難しいなと思うんですけども、総じて上がっているということは、これは歳入にも影響してきますからいいんじゃないかなと思います。

そこで次に固定資産税です。これも対前年の目標よりも1,400万円ほど増加の予定を立てられております。これは固定資産税は3年に1度の見直しということで、30年度は評価替えの年ということで、がくっと30年度の予算、前年度を見ますと2,200万円ほど目標より下げると、前年より下がってる、当然の結果だと思いますけれども、今期においては、これは1,400万円ほど増加しているということになります。これは、建物については取り壊しよりも、新しく建てるものが評価が高いですから、当然原資となるものが上がってくるだろうという想像はします。そんな形の中で、ちょっとこの説明資料の細かいところを見ますと、計算式やなんかも変わっているんですけども、この辺はどうなんですか、家屋については前年よりも、そういった今言ったような形で324億円ほどの評価ということになっています。土地を173億6,600万円ということなんですけれども、これは細かいことを言えば、前年の予定では172億8,400万円ということで、土地、動かないものについては、これは8,200万円ぐらい前年より増

えている形になるんですけれども、ちょっとその辺は変だなと思って、その辺のところの説明と、上がった要因等ですか、その辺について、何か算出方法が変わったのかどうか、なぜ上がったのかということを経体的に御説明いただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐久間副長。

○税務課副長（佐久間貴之君） お答えいたします。

増加の主な要因といたしまして、土地につきましては、地目変更及び非課税地から課税地への変更が要因でございます。

家屋につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたとおりでございます。

予算書説明欄の表記の仕方でございますが、土地の課税標準額について、平成31年度予算と30年度予算の差額8,186万円の内容につきまして、減免等による課税標準額で約6,000万円、残りの課税標準額約2,200万円につきましては、地目変更や課税地への変更として見込んでいるものでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 想像したとおり、普通の地目変更計等で2,200万円ほど評価が上がったんですということで、その前にお聞きしました、これは説明資料の中の内訳の計算式が、普通100分の1.4%の税額ということになるかと思うんですけれども、またそれから何か細かい数字が出てきているんですけれども、これは前年とちょっと何か変わったんでしょうか、その辺を確認したいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐久間副長。

○税務課副長（佐久間貴之君） お答えいたします。

30年度までの予算書説明欄では、税収として見込めない減免等の課税標準額をあらかじめ減算しておりまして、説明欄には減算した後の額を表記しておりましたが、平成31年度の予算書説明欄からは、減算額も表記することに変更したものでございまして、積算方法を変更したものではありません。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） より精度を上げるといいますか、説明をよりわかりやすく書いていただいたんだなと思いますけれども、よりわかりづらくなったなと思うんですけれども、わかりました。

それで、最後の質問になりますけれども、この収納率、一番肝心の収納率ということにちょっと触れたいと思います。この市民税も固定資産税も、それぞれ、市民税については、個人については99%の収納率で予定を立ててますよと、法人については、ほぼ100%、99.9%ですから今99.9%で予算づけをしていますよと、次に、固定資産税については98.5%を掛けていますから、その辺の収納率で予算づけ、計画を立てられているということになるんですけれども、

30年度の市税概要、これは先日いただきました。

これで、この収納率ということになるんですけれども、本市が、これは29年度ベースでしか、まだ実績ベースでしか出ていないと思うんですけれども、これが96.4%、市税合計、全道順位11位ということで、前年の7位よりも若干下がっております。本市の収納率は比較的高いランクにいるなと思ったんですけれども、まずはこの辺、収納率が下がった要因というのをまずお聞きしたいと思うんですけれども、それとともに、依然これよりも高い収納率を上げられて、計画を立てられています。ちなみに、この収納状況の一覧を見てみますと、隣の名寄市、これが市税の合計の収納率98.8%ということで、全道1位ということになっています。本市よりも3.4ポイントほど高くなっているのでしょうか。分母が22億円程度で3%上がれば、単純計算で6,000万円ほど、同じベースでいけば6,000万円ほど歳入に貢献できるという形になるかどうかと思いますけれども、そういった形の中で、前段言いました収納率が下がった要因と、当然2桁になったという順位はおもしろくないでしょうから、その辺についての取り組み方、この辺について、いろいろな思いがあるでしょうから、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○委員長(丹 正臣君) 古川税務課長。

○税務課長(古川 敬君) お答えいたします。

まず、谷委員がおっしゃられたとおり、平成29年度の収納率につきましては、96.4%ということで全道35市中11位と、昨年の7位に引き続きまして順位が下がったという状況であります。ただ、収納率については、依然、本市の状況の推移を考えてみますと96%台中盤ということで、決して低い数字とは考えてはいないんですけれども、おっしゃられました税目の中で考えますと、おっしゃられたとおり、固定資産税の収納率につきましては他の税目に比べて低い状況であります。

この要因につきましては、倒産法人の滞納税の累積が要因となっております。これまでの最高額でいけば6,300万円ほどが最高であったわけではありますけれども、この倒産法人につきましては、本市より先行する債権額を調査した結果でありますけれども、仮に、その残存しています最後の資産であります不動産が売却をされたと仮定しましても、本市の税収になる見込みがない債権が既にあるということです。これによりまして、国税徴収法の規定により、平成29年度から差し押さえを解除しまして、滞納処分執行停止後即時消滅、欠損処分としたところあります。これは昨年の決算委員会で渡辺委員に答弁したとおりでございます。

本年度につきましても同様のケースで欠損処理をする予定があり、これらの整理が全て終わりますと、固定資産税及び市税全体の収納率につきましては、その程度上昇する予定となっております。

税務課としましては、歳入の確保という面からしても非常に重責を感じて、今まで以上に身の引き締まる思いではありますけれども、収納の部分におきましては、滞納者、納税者、全て何が何でも税を徴収するというのではなくて、さまざまなケースがあるわけございまして、納税者との相談の機会の中で、生活状況をしっかりと聞き取った中で、最低限の生活は確保す

る一方で、担税力があるにもかかわらず滞納、納付のない方々につきましては、滞納処分も視野に入れて、大多数の納期内納付をいただいている方々との公平性を図ってまいりたいと思っております。

税につきましては、財政状況が厳しいとかということではなくて、いかなる状況においても、まずは関係法令に基づいた適正な課税が大前提でありまして、その上で公正な徴収業務により収納率の維持・向上を目指さなくてはならないと考えております。税を扱う職員としまして、この適正課税と公正な徴収、これにつきましては大きな主眼といいますか柱であります。今後常にもその使命感を持って業務に当たって、自主財源の確保という重責を果たしてまいりたいと思っております。

以上を申し上げ、答弁といたします。

○委員長（丹 正臣君） 次に、歳出に入ります。

第1款議会費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第2款総務費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） それでは、私から庁舎改築事業費について質問いたします。

きょうは、庁舎の南側、いよいよ足場も立ち上がってということでございますけれども、まず初めに、庁舎の改築、この庁舎の完成と完成後の執務室の移転のスケジュールについてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 水村新庁舎準備室新庁舎係長。

○新庁舎準備室新庁舎係長（水村友博君） お答えします。

建設中の庁舎は、ことし12月の完成予定となっております。引き渡し後、案内サインや備品等の設置、LAN配線、電話設備などの工事を行い、2020年5月、ゴールデンウィークに移転予定であります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そこで、新しい庁舎に、現在の庁舎から入らない、今の経済部、農業委員会の事務局等とお聞きをしておりますけれども、この2つの部局について、この移転先については、現在の庁舎、保健福祉部が執務をしているスペースに移転をされるとお聞きしています。移転に向けては、一旦この庁舎から出て、現在の庁舎を一部解体して、その執務室を整備して、そこに入るんだとなろうかと思っておりますけれども、この経済部また農業委員会事務局の、最後の現在の保健福祉部に移転をするまでの一時移転先あるいは移転のスケジュールについてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 水村係長。

○新庁舎準備室新庁舎係長（水村友博君） お答えします。

最終的な移転先である現保健福祉部側の建物については、現庁舎の解体とあわせてアスベス

ト除去改修工事が必要でありまして、それまでの間は一時移転が必要となっております。

一時移転先として、現在のほくと児童館を予定しております。ほくと児童館は、本年4月にほくと子どもセンターへ機能移転をすることから、備品などを撤去した後に改修工事を行い、2020年4月中旬までに経済部と農業委員会の事務所の一時移転を完了する予定でございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ただいま経済部、農業委員会事務局については、一時的な移転先として現在のほくと児童館、3月末で廃止される施設に移転をするということでお伺いしました。

そこで、31年度の予算の中に積算をされていると思いますけれども、このほくと児童館の移転にかかわっての改修の費用というのは、いかほど予算をされていますか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 水留新庁舎準備室副長。

○新庁舎準備室副長（水留啓諭君） お答えいたします。

ほくと児童館の建物改修費につきましては1,151万円を予定しております。また、そのほかに電話設備の設置に250万円を予定しております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今お聞きをしますと、全て総額でいくと1,400万円ということでございます。電話設備が250万円ということでありましてけれども、1,151万円、いわゆる建物の改修ということなのですが、もう少し具体的に、こういった改修が必要なのか、この1,151万円の工事の種別についてお知らせいただければと思います。

○委員長（丹 正臣君） 水留副長。

○新庁舎準備室副長（水留啓諭君） お答えいたします。

建物の改修費につきましては、経済部、農業委員会を合わせた職員約30名のパソコンやコピー機等の情報機器類の設置、それから設置に係る電気容量の改修、それからコンセント、照明機器等が必要になりますことから電気設備工事が主となりまして、改修工事費1,151万円のうち765万円を電気工事の関係で見込んでおります。

そのほか、屋根の雨漏り等の一部補修でありますとか、作りつけ家具の撤去などに250万円、換気設備、給油設備に50万円を予定しておりまして、事務所として機能するための最低限の改修を行う予定であります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） それぞれ内訳をいただきました。

そこで、ちょっと1つ前の質問で、改修後に一時移転先、現在のほくと児童館、改修後のところに移転をしていくということでありましてけれども、最後は現在の保健福祉部のところに、直した後にまたもう一回移転をするということですのでけれども、そこで、2020年4月にいわゆる

一時移転先に移転を完了しますということで説明いただきましたが、その後、この場所での、いわゆる執務をする予定の期間というのはどれぐらいになりますでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 水留副長。

○新庁舎準備室副長（水留啓諭君） お答えいたします。

保健福祉部建物の改修と環境整備が完了し、ほくと児童館から移転が可能となるのが2021年の6月ごろを見込んでおります。こうしましたことから、2020年4月に一時移転を行ってから約15カ月、1年3カ月をほくと児童館で執務をする予定です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 15カ月、1年3カ月の執務ということでありますけれども、建物を改修して、執務スペースとしての改修ということで説明いただいておりますが、その後、2021年6月にまた移転して、そこであいた、そのときは旧ほくと児童館となろうかと思っておりますけど、旧執務室となりますか、その後のこの建物の利用計画について、もし今現在あればお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 青木新庁舎準備室長職務従事。

○新庁舎準備室長職務従事（青木伸裕君） お答えいたします。

一時移転後の建物につきましては、解体も含めて検討させていただきたく考えております。現状においては未定ということになっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） とりあえず1年3カ月は一時移転先として使うと、その後については未定であり、解体もするということも検討の一つとしてということでありますけれども、この間、移転にかかわっては、本庁舎を改築するに当たって、新しい庁舎に今の現在のスタッフが全部入らないということで、この一時移転というのは必要になるかなということ、この間いろんな場所が検討されたかなと思っておりますけれども、例えばこの間、この現在の旧ほくと児童館、廃止後の名称になりますけれども、ここに選定をした検討経過などについてお知らせいただければと思います。

○委員長（丹 正臣君） 青木室長。

○新庁舎準備室長職務従事（青木伸裕君） お答えします。

これまでの検討の経過といったところでありますが、まず、今回の分散の検討に当たりましては、本庁舎整備検討市民委員会でいただきました御意見等も踏まえまして、既存施設の利活用、それと市民サービスの低下を招かない、このことを基本方針としまして検討してきたところであります。

他の候補施設としましては、保健福祉センター、閉校となった学校、市民文化センター、勤労者センター、生涯学習情報センター、朝日総合支所、廃止予定のつくも青少年の家、さらに

は、新庁舎においても、会議室等では何とかさらに活用できないかといったところで検討してきたところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ささまざまな施設を検討されて、また市民委員会からの意見であります既存施設の活用や移転に伴っての市民サービスを低下させないというところでの検討だということでお聞かせいただきましたが、先ほど来お聞きをしています15カ月使う一時的な施設に1,400万円の改修費をかけてというところについては、少し経済性の視点からいくと、本当にそのほかの選択肢がないのだろうかと疑問を持たざるを得ないんですけれども、先ほどの挙げられた施設などについては、今も申し上げたとおり、経済的な比較などについてももちろん考慮された上で今回の現在のほくと児童館と選定をされたのか、改めてお聞かせいただければと思います。

○委員長（丹 正臣君） 青木室長。

○新庁舎準備室長職務従事（青木伸裕君） お答えいたします。

改修費に加えまして職員の通勤手当などのランニングコストも加味して検討してまいりました。今、委員のおっしゃられるとおり、例えば費用の面でいきますと、市民文化センターの施設の一部を事務所として転用することで確かに圧縮は可能といった部分になりますけれども、電気の容量ですとか一部改修も当然のことながら必要になってまいります。さらに、長期間占用するといったこともありますので、市民の利用に大きく影響を及ぼすことで、先ほど申し上げました基本方針の部分、市民サービスの低下を招くために方針に合致しないという判断をしたところであります。

例えば市民文化センターの研修室でいきますと、さまざまな団体が利用されております。例えば福祉の店シュペツの主催する各種イベント、例えばふれあいの集いですとか、年間300近くの入り込みがありまして、各種団体の総会や集会も、100人規模のものであれば小ホールを使わずに研修室を利用するといった部分、さらには勤労者センターも、先ほど言ったとおり検討してきましたが、こちらについても多目的ホールでありますと8,000人以上、さらに研修室やサークル室、こちらも年間2,000人を超える利用があります。そういったことも加味し、市民サービスの低下を防ぐという部分で検討してまいりました。

今回のほくと児童館の選定に当たりましては、まずは公用車ですとか職員駐車場の確保などの課題もございまして、機能面、さらには費用面を総合的に判断させていただいて、結果的にほくと児童館を選定させていただきました。

ほくと児童館の改修に当たりましては、委員おっしゃるとおり一時的な部分でございしますが、使用に伴うものでありますので、他の施設からの移設できる設備、こういったものは積極的に使用しますし、工事費の圧縮を図りたいと考えております。

また、今回の改修に使いました電話設備等につきましては、現在、朝日総合支所の電話設備

が老朽化してございますので、そちらに移転する予定でありますし、ほかの設備についても、当然のことではありますが、その利活用について無駄にすることのないよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） るるこのほくと児童館に移転が最も経済的等々、あと市民委員会の意見を受けても妥当なんだということで御説明いただいたところでもありますけれども、私が指摘をしたかった部分で、先ほど答弁の中で触れられておりました市民文化センターの研修室、こちらについて、先ほど文化センターの研修室に移転できない理由として、電気設備の改修、あるいは多くの団体、年間300件ほどの利用があつてということである説明いただきましたけれども、電気設備の改修でいけば、これはほくと児童館に行ってもかかるということなものですから、そういった意味での比較対象の案件としてはならないかなと思っています。

あわせて、利用者の部分でありますけれども、先ほど、毎年定例的に開催しているイベントということで御紹介いただいたと思いますが、例えば1年半の間、今回、執務室として研修室を使わせていただくので、市民の御利用ができないということで、例えば市内のさらにほかの施設に利用の代替施設として御利用いただくように促す、あるいは費用面が発生をした、民間施設などを使用して発生した場合は、市民文化センター利用時との差額を埋めるという、さまざまな工夫によって市民あるいは団体の理解は得られるのではないかなと思うんですけれども、そういった市民負担、市民サービスの低下という点をどう捉えているかという部分で、改めて市民の理解が全く得られないんだと、文化センターの研修室を執務室として使えばという発想かなと思うんですけれども、今申し上げたいろんなかわりの施設を使ってもらうに当たっての工夫だとかそういったものは検討されないのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長（丹 正臣君） 青木室長。

○新庁舎準備室長職務従事（青木伸裕君） お答えいたします。

委員のおっしゃられる部分も多い部分ではありますが、今回のこの一時移転に当たりましては、まず先ほども申しました、いろいろと開催場所を変えるとといった部分では、市民サービスの低下という部分がやはり大きいのかなといったところでありまして、それであれば経済部、農業委員会がほかの場所に移るといった発想のもとに、今回、ほくと児童館を選定させていただいたところでもあります。

確かに、費用の面は1,000万円を超える改修費を使わざるを得ない部分なんですけど、この点におきましては、先ほど申しました、できるだけ費用を安く、さらには改修した後の活用、さらには備品等を導入したものは利活用するといったところで考えたところでもありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 先ほど、来年度予算のいわゆる建設費にかかわっての1,400万円というところを視点にお話をしているところでありますけれども、改めて施設、建物を維持すれば、改修後の施設の維持費等々、またさらにお金がかかるということも指摘させていただいて、この質問については終わります。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私から、総務管理費の中の財産管理費についてお尋ね申し上げます。

今年度、普通財産環境整備事業費が1,240万円計上されていますが、31年度、この内容というのは恐らく公共施設マネジメント基本計画に基づいた解体だと思っております。31年、これを含めた予定の解体工事がいかほどなのか、概要の説明をお願い申し上げます。

○委員長（丹 正臣君） 藤田財政課主幹。

○財政課主幹（藤田昌宏君） お答えいたします。

平成31年度予算での普通財産環境整備費での解体予定施設であります、旧教員住宅、市街地区、東4条3丁目の1棟4戸を計画しているところでございます。

以上になります。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） ちょっと科目が違うんですけれども、土木費の中では、つくも青少年の家の解体が見込まれています。ちょっとわかりにくいので、行政財産、普通財産とあるようで、今回は、この普通財産の解体ということで総務費のほうでは見えていると思うんですけれども、公共的な使用目的が終了した段階で普通財産に変わるということではお伺いしてるんですけれども、つくも青少年の家の場合は使用がもう既に終了してしまして、普通財産としての取り扱いがあれば、こちらに入るんじゃないかと思うんですけれども、こちら辺の振り分けというのは何か理由があるんでしょうか、お尋ね申し上げます。

○委員長（丹 正臣君） 藤田主幹。

○財政課主幹（藤田昌宏君） つくも青少年の家につきましては、まず、公共施設の解体につきましては、基本解体の目的に合った事業で予算を計上し、執行するものとしていただいております。つくも青少年の家につきましては、建物解体後の跡地については水郷公園施設の一部として活用することから、土木費で計上して、今回、解体予算を計上し、その後、施設整備を行う予定で考えているところでございます。

以上になります。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 今おっしゃられた施設整備というのはどういった内容なんですか、お尋ねします。

○委員長（丹 正臣君） 藤田主幹。

○財政課主幹（藤田昌宏君） 施設整備の部分につきましては、つくも青少年の家が現在、つくも水郷公園内に立地されているところでありまして、その部分の全体的な利便性を図るとい

とで、公園内、これまでどおり公園として跡地を活用するという考えでございます。

以上になります。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 先ほどのマネジメント基本計画の中身の、いろいろ解体工事がこれから出てくると思うんですけども、1期目の公共施設の計画の中で延べ面積の削減を8%とうたっていらっしゃるんですけども、去年から開始されておりますけれども、今年度31年、32年、33年、再来年終了時点で検証ということと言われておりますけれども、この部分、1期目の第1四半期といいますかが終わりますけれども、流動的で非常にわかりにくいと思うんですけども、今年度はこれでよろしいです。あと来年、再来年を見越した中で、この推移というのは順調にいかれているのでしょうか、御質問いたします。

○委員長（丹 正臣君） 藤田主幹。

○財政課主幹（藤田昌宏君） お答えいたします。

公共施設マネジメント計画におきましては、委員お話しのとおり3期25年の計画として進めているところでございます。マネジメント基本計画のほうでは、25年間で20%の削減、うち1期9年で8%の面積削減を数値目標として設定しているところでございます。その内容につきましては、士別市まちづくり総合計画の実施・展望計画の中においてその実効性を管理しているところでございます。

平成29年度から、まちづくり総合計画実行計画最終年までの進捗状況と見込みというところでございますが、これまで平成29年度からマネジメント計画はスタートしておりまして、平成30年度まちづくり総合計画の実行計画とともに進捗してきております。30年度までにつきましては、建物の解体比率につきましては、平成30年度で1.24%、全体の進捗率では1.04%となっております。平成31年度からは見込みになりますが、平成30年度の解体比率につきましては0.65%、全体の進捗率としましては、マイナスとなりますが0.13%となっております。2020年度につきましては、解体比率が約2%、全体の進捗率でも2%を見込んでおります。また2021年度、まちづくり実行計画の前期最終年になりますが、そこでは0.95%の解体比率を見込みまして、全体の進捗率としては約3%を見込んでいるところになります。

以上になります。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 今、解体の件にだけについて特化してお尋ねしました。非常に、これから財政が厳しくなる中で、解体費用もかかるわけです。考え方とすれば、壊すだけに限らず制度的には非常に難しいとは思いますが、民間に協力いただいて、売却や譲渡ということも考えていらっしゃると思はれますけれども、全国の中には、それこそ入札でマイナスの入札率というか、お金を払ってでも落札するという自治体も出ております。今後、解体費用もかかることですので、その辺、経費のかからないようなやり方も検討されていると思はれますけれども、その辺はどの程度お考えなのでしょうか。それを最後に質問して終了したいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先日も新聞等で報道がありました。建物が土地にある場合の解体の経費を見込んだ中でマイナスでの入札があったという記事が報道でございました。当然、私どもといたしましても、今後、数多くの老朽化施設が見込まれる中で、その建物を今後どのような形で効率的に効果的に解体していくか、その部分については先ほども申し上げたとおり、基本的には、公共施設マネジメント計画にのっとりつつ、それを総合計画で進捗管理を行った中で実施していく考えでございます。そういった部分で、さまざまな今後、入札制度的なものを、いろんな事例がございますので、私どものほうも情報のほうを収集いたしまして、よりよい形でそういったことも取り入れながらやれるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、私からは、まちづくり推進事業費、事業名が地域振興事業、事業概要として郵便局活性化連携事業についてお伺いしたいと思います。

まず、予算13万3,000円がついておりますけれども、この予算の概要についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 萩田企画課振興係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） お答えします。

予算概要についてですけれども、士別市内には8カ所の郵便局がございます。これらの郵便局には、これまで培ってきた地域や住民からの信頼、それから配達ネットワークなど強みを持たれています。私たちは、こうした強みを地域の活性化、それから市民サービスの向上に向けて、行政と郵便局においてこういった連携ができるか調査・研究したいと考えております。そのための調査・研究に必要な郵便局との協議に必要な旅費10万3,000円、それと事務消耗品3万円、合わせて13万3,000円を計上したところでです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） わかりました。8カ所との定期的な協議ということで理解してよろしいでしょうか。

それでは次に伺いますけれども、郵便局、いわゆる日本郵便株式会社が民営化をされてから積極的に地域との連携を模索しているところは皆さん御承知のことだと思います。そこで、日本郵便株式会社との連携による本市として目指すもの、ハード・ソフト両面においてどの辺のことを考えているのか、最終的な着地点、あるいは年数、どのあたりでということ、わかる範囲でお知らせいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

今後、双方で情報交換をしながら進めていくということにしております。そのことから、現在のところ、まだ決定している事項はございませんけれども、私たち行政が郵便局との連携によって目指す方向性としては、買い物支援を初め児童や高齢者等の見守り、声かけ、ごみ出し分別のマナーの相談、郵便局を活用しての住民票などの各種証明書の発行、あとは、はがきの書き方教室など、ソフト事業が中心と考えているところです。コストの負担や役割分担も含めて、どのような連携が士別市として望ましいのか、郵便局との密な相談のもと進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） この質問は終わって、次の質問に入りたいと思います。

同じくまちづくり推進事業費の中で、駅前・駅舎再整備事業についてお伺いしたいと思います。まず1点目、同様に予算の概要についてお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 萩田係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） 予算概要についてお応えいたします。

予算の内訳ですけれども、駅舎・駅前改修に向けて、JR北海道などとの各種調整、協議に伴う費用、計22万6,000円を計上したところです。内訳は、JRとの協議に伴う旅費として19万6,000円、それから事務消耗品3万円となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） わかりました。

それでは、設計の着手の年次など、今後のスケジュールをお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 萩田係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） お答えします。

事業スケジュールについてですけれども、昨年の7月の市長の記者会見、それから平成30年第3回定例会で佐藤議員の御質問にお答えしていますとおり、着手年次を延期しております。理由の一つとしては、合併特例債の発行期限が延長されたことによるものです。これまで実施してきました、いきいき健康センター、それから環境センター、市役所の本庁舎改築工事、北地区の子どもセンター、あるいは、今後、実施を予定しておりますまちなか交流プラザ、また駅舎・駅前再整備、こういった大規模な公共事業を平準化して、健全で持続可能な財政運営、それから士別市まちづくり総合計画の着実な達成を目指すものであります。

着手年次についてですけれども、駅舎改修の実施設計を2020年度、翌2021年度に改修工事を見込んでおります。駅前広場については、実施設計を2021年度、改修工事の着手年次を2022年度と見込んでおります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今、年次計画をお聞きしましたけれども、実は大切なのは相手方の考え方なんですけれども、そもそもこちらでそういう年次計画を立てていますけれども、JR側が本当に駅舎改修を実施する考えがあるのかなのか、その辺ははっきりしているのか、まずお知らせいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

JR北海道とこれまでの協議において、JRとして駅舎全体を改修する考えはないと伺っています。区分所有、いわゆる施設の持ち分管理によって、待合所やトイレなど必要な面積を市が改修、JRのほうは駅員や作業員の休憩スペース、物品庫などの必要な部分を改修する考えということで伺っているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは年次計画に戻りますけれども、JRの考え方は今お聞きしました。では、駅舎整備の基本的な構想というのはどういうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 喜多委員の御質問にお答えします。

まず、この構想自体の具体的な組み立てはこれからということになりますが、これまでもJR側と協議を重ねてきた経過といたしましては、私どももこの駅舎単独で検討するというよりは、まず面的な市街地の整備という観点から、都市機能がそれぞれ補完し合うような機能を持つということで、今、協議・検討を進めておりますまちなか交流プラザ等についても、やはりそれぞれの施設がそこで完結するのではなくて、そういった機能を補完し合うような、それが商店街なりへのつなぎ役にもなるような、そういった整備が必要だと考えておまして、それがいわゆるにぎわいづくり、回遊性にもつながるのではないかとということで議論してきているところであります。

現段階で具体的なことは申し上げられませんが、私どもとして、将来的に向かって今考えなければならぬと思っていますのは、その駅舎の機能としての複合的なサービス窓口、こういったものが市民サービスには必要ではないかということで、こういった観点でさまざまな、そういった関係機関とも連携をとって構築できないかということで、さらに検討を進める考えであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 考え方はわかりました。

最後、ぜひJRのほうに要望していただきたいことがあるんですけれども、現状、駅周辺に障害者の方専用の駐車場というのがないんです。区画整理がされておられません。そこを何とか区画をつくっていただくことの要望と、それから、駅舎に行くには大変上り下りがきついと言

われております。スロープなりにするか、あるいは緩やかな階段にさせていただくのかということをお早急に要望していただきたいと思いますが、これにお答えをいただければ、この質問を終わりたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 駅舎・駅前の再整備につきましては、一体的に検討を進めるということになっておまして、先ほど御答弁申し上げましたとおり、例えばその処分、所有も、どのように例えばJRと持ち合うのかということもあわせて検討を進めていかなければならないと思っております。

今の検討、途中段階ではありますが、例えば駅前の駐車場のレイアウトですとか、そこにはいわゆるバリアフリーの考え方も取り入れなければならないということで、そういった駐車場との連携も、市民の方が利用しやすい、障害をお持ちの方も利用しやすいような形で一体的に整備を進めるということで、今後もJRにも申し入れますし、私どももそういった立場で協議を進めたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、総務費の中で地域公共交通総合対策事業について伺いたいと思います。

まず、地域公共交通総合対策事業の中で、地域公共交通網形成計画に基づき、効率的で利便性の高い公共交通体系の確立を図るための施策を展開するとありますが、今回の計画で、市民の足である交通網がどのように生まれ変わるのか、具体的に説明を求めたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

新たな地域公共交通網形成計画では、現在策定を進めている立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりと地域交通との連携によって機能的なまちづくりを進めるとともに、地域の皆さんが安心して暮らし続けることができるよう公共交通網の充実を図るものとしているところです。本計画では、基本目標を定めるとともに、路線バスの利用者数など数値目標を設定して、地域住民の方が安心して暮らし続けられるよう、より実効性のある計画としたところでもあります。

新たな公共交通網を構築するための施策としては、さきの大綱質疑で谷議員にお答えした部分と重なる部分もありますが、路線バスを活用した通学手段が一つあります。西小学校の統合に伴いまして、市内循環東西回り線を通年運行させて、児童が通学に利用できるよう見直しを行います。あわせて、一般の利用者も混乗可能としまして、要望のあったグリーンベルト沿いでの乗りおりが可能となるものであります。2つ目には、農村地区におけるデマンド化の推進であります。上士別地区、多寄地区について、順次デマンド化を図っていきたいと思っております。

また、検討中のものもありますけれども、利便性の高いバス路線を構築するため、経路やダイヤの見直しを順次検討していきたいと思っています。また、市内を周遊しやすくする方策として、まちなか交流プラザの供用開始にあわせて、バス利用者が市内を周遊しやすくするよう方策も検討していきたいと。土別軌道さんでは、市内の周遊を促すために一日乗車券などの導入を検討されているところでもあります。また、貨客混載事業の継続と朝日地区で実施予定の買い物支援サービスの導入、地域の拡大も検討していきたい。あと、運行時刻や観光情報など、利用者にわかりやすい交通マップも作成していきたいと思っています。そのほか、先進的な取り組みとして、自動運転技術の導入の可能性や活用方法を調査し、公共交通への利用について企業と連携した研究も行っていきたいと考えています。

各施策を展開することで、市民が安心して暮らし続けることができる地域を支える持続可能な交通網を新たに構築していきたいと考えています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今いろいろ計画の中では、西小の東西回り、これは通年です。そういうことも改善されて、グリーンベルトの乗りおりもでき、地域によってはデマンド化、そういうことでいろいろ検討がなされたんですけども、本当にこの東西回りは、西の地区の方には祈願ということで、今まで議会でもいろいろ討論されましたけれども、この交通計画の中で改善されたということの評価いたします。

またこういういろいろ事業が展開されるわけですけども、この形成計画を実行するに当たりまして、市の支出の増減もあると思いますけれども、こういう増減はどのように今後変わっていくのか、増減を含めて金額をわかる範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

形成計画の実行に当たって、市の支出の増減については、今後展開していく取り組みごとに利用の実態や持続可能性などを調査し、交通事業者や関係機関と協議を進めていくということから、現段階でなかなかお示しすることはできませんけれども、事業費の考え方としては、本市における交通施策に関連する支出額は年々増加している状況にあります。特に路線バスについては、燃料費の高騰、それから国の補助の減少が懸念されるほか、利便性の向上の取り組みを進める一方で、人口減少に伴う利用者の減少が見込まれているところでもあります。

このような状況の中で、例えば2019年度からの取り組みとなる西小学校の統合に伴うスクール化の新設については、一般の利用者も混乗可能にすることによって、なるべく経費を抑えた中で通年運行が可能といったこと、それから、デマンド化についても利用者の利便性向上を図りつつ、予約がない場合は運行しない、いわゆる空運行を抑制するといったことから、利便性向上をさせながらも経費の削減が図られる仕組みということになっております。

このように、順次展開していく取り組みについても、単に新たな取り組みとして経費をかけ

るのではなくて、利用実態に合わせた効率的、利便性の向上が図られる取り組みを目指したいと思っています。そういった中でも、交通関連施策の全体経費を抑えて、将来にわたって持続可能な公共交通の構築を目指していきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 金額的には、まだこれからの取り組みなので、なかなかあわせられないということはあるかもしれませんが、本当にそういった中では新たな事業展開するわけなので、支出が増えるということなんですけれども、その中でもいろいろそれに当たりまして削減の方向に頑張っていたきたいと思います。

次に、これは事業費の中で法定協議会運営費とありますけれども、そのほかの費用が高い、この理由について、この中身の昨年度は本当に金額が少なかったんですけども、今回ちょっと費用が上がっている理由について求めたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 木村企画課企画係長。

○企画課企画係長（木村哲晃君） お答えいたします。

増額の理由としまして、地域公共交通網形成計画の取り組みの一つであります利用促進の展開としまして、運行時刻や観光施設の情報など利用者に配慮したわかりやすい公共交通マップのパンフレットを作成するための印刷経費などを計上したためとなっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 時刻表を含めた、観光を含めて、市民の皆様、観光に来られた方にわかりやすいマップづくりということで説明がありましたので、他町村に行っても、マップ的に、わかりやすい交通網を含めて地域の観光地を紹介したり、いろいろあるんですけども、やはりそういうところにも取り組んでいただいて、このマップには本当に期待を寄せたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、最後になりますけれども、士別市開拓120年、士別軌道100年記念事業が入ってますけれども、この事業の内容について、わかる範囲で御説明をお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 木村係長。

○企画課企画係長（木村哲晃君） お答えいたします。

士別開拓120周年、士別軌道創業100年記念事業としまして、まなびとくらしのフェスティバルや、図書館で士別市の歩みと歴史、バスの歴史をたどるパネル展示を行う予定です。そのほか、士別軌道が所有しております歴史あるモノコックバスを活用しました市内周遊や子供たちが参加できるような催しなど、市民がバスに愛着を持っていただけるような内容のイベントを士別軌道と検討しているところでございます。

また、士別軌道の取り組みとしてではありますが、創業100年の記念誌を作成する予定と伺

っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、私のほうから、福島県の川内村絆づくり事業について質問させていただきます。

東日本大震災が起きた2011年、平成23年からきのうで8年が経過しました。原発事故の影響で、当時、野外活動の制限や自粛となっている川内村の子供たちを招いて、土別にコラッセ夏学校を当時から今日まで実施をしております。2013年、平成25年には絆協定を結んでお互いの交流を進めているわけですが、そこで、31年度の前年比予算と比較すると減額になっております。この要因は、総務費の絆づくり事業、それから教育費のみよし市・川内村小学生交流事業に8年経過した今になって分けています。この理由とそのほかの絆づくり事業の内容について、まず、お伺いをしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 千葉秘書広報課秘書係長。

○秘書広報課秘書広報係長（千葉 玲君） 減額要因についてお答えいたします。

1つ目に、出張サフォークジムが平成30年度の予算をもちまして終了になりまして、20万円ほど減額になります。2番目としては、コラッセ夏学校、先ほど大西委員が言われたとおり、教育費のほうにみよし市・川内村小学生交流事業費として所管がえをしまして、27万円の運営経費を教育費のほうに所管がえをしました。もう一つ、最後に、夏学校の経費のほうで、内容を川内村の教育委員会と協議をしまして、市内に川内村の子供たちが泊まる宿泊費についてを予算化はずっとしていたんですが、30年度は39万円ほど予算はしていたんですが、来年度からは39万円を予算化せずに、川内村で支出することになります。あと31年度の事業については、交流事業と絆コーナーの設置ということで、ことしと同じような形で産業フェアでの交流やかわうち祭りへのこちらから派遣する旅費という部分の予算を計上しています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、所管がえをしたその理由をお伺いしたい。

○委員長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

お話のとおり、8年前のきのう、3月11日、忘れられない日となったわけでありましてけれども、あのときに、我々国民全員が川内村のために何かをしなければならない、行動を起こさなければならないという気持ちになりました。市内においても各企業、団体、個人がさまざま被災地に向けての支援ということで行動を起こされたわけでありまして。

そのような中で、市としましては、第一原発の事故によって全村避難を余儀なくされた川内村というところがあると、今、子供たちがそれぞれふるさとを離れて、被災地から避難場所へそれぞれ別れ別れになって、今それで生活をしているということを知りました。そこで、せめ

て夏休みにその子供たち、今、別れ別れで生活している子供たちを一堂に集めて、そして、この大自然の中で伸び伸びと屋外活動を中心に過ごさせてあげたいということで始まったのが士別にコラッセ夏学校ということでもあります。

それから今、8年が経過して、今年度、30年度のコラッセ夏学校で8回目となったわけでありましてけれども、8年がたちますといろいろな状況も変わりました。川内村の小学校にも子供たちが戻ってまいって、そしてみんなで通学するという状況も戻ってまいりました。そのような中で、川内村から、これまではばらばらに生活を余儀なくされた子供たちが士別で一堂に会するということは本当にありがたかったと、そういった士別でのこれまでの夏学校の経験を踏まえた中で、士別の学童数の多い学校との交流というのが、これはまたいろいろ団体生活、活動するにおいて大きな経験になるということで、今、川内村にはみんな子供たちが戻っているんで、これからは一つの授業として取り組みたいというお話がございまして、去年は夏休みでなくて、夏休みが終わった後に、士別市では小学校が2学期に入ったときに川内村から授業として参ったということで、先ほど係長のほうから、宿泊費も予算をしていたんだけど、川内村のほうで持つということでお話ししましたが、これも向こうで授業として来るのであるからこちらでというお話があったということでもあります。

その中で、いろいろ学校の授業を中心に、これからは川内村の子供たちを招くということの中では、最初、始まったときには、先ほど申しました、伸び伸びと過ごさせてあげたいということで、市内のいろんな団体に協力を得たということで、総務課、今の秘書広報課が中心になってこの事業を始めてきたわけでありましてけれども、これからは学校での共同生活ということを中心に行うということになると、教育委員会が担うのがふさわしいだろうということで、これは川内村も教育委員会が主体となっておりますので、そのようなことで所管がえをしてきたということでもあります。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、交流が始まって、あと2年で10年になると。これは現在、本市でも各自治会に防災組織が徐々に立ち上がってきて、防災に対する機運が高まっているということもあります。それで、川内村の住民の皆さんが日ごろから復興に向けて努力をしている姿に触れる、あるいは復興、災害の備えなどを学ぶためにも、各自治会の防災担当の方を中心に含めて、住民同士の交流を今後検討してみてもどうかという提案でありますので、ぜひ見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 岡崎秘書広報課長。

○秘書広報課長（岡崎忠幸君） お答えいたします。

これまで、コラッセ夏学校、それから出張サフォークジムといったことで、川内村応援事業ということで取り組んでまいりました。先ほど説明したとおり、サフォークジムについては今年度をもって終了するということでもありますし、コラッセ夏学校については教育委員会に移管ということで、これまで応援・支援という考えから、今後は交流といった考えに転換するとき

かなということもありまして、事業名もこれまでの応援事業から絆づくり事業と名称を変えたところでは。

今後、住民同士の交流という部分でありますけれども、委員のお話があった防災の関係につきましては、これまで本市に川内村の遠藤村長ですとかがお越しいただいて、震災の体験といったお話をしていただいた経緯もございます。こちらから川内村のそういった災害の現場を視察といいますか、そういったことも考えられるとは思いますが、31年度予算においては、まずは、これまで継続してきたイベントでの受け入れ、それから川内村への出張旅費といった事業費を組んでおりまして、住民同士の交流といった部分は今後の課題かなと考えております。

川内村と絆づくり協定を平成25年に結んでおりますので、きずなを深める、交流を深めるといったことも絆づくり協定には書かれておりますので、川内村とも協議をしながら交流の意義ですとか目的、そういったものも十分協議しながら、望ましい交流の姿を探っていけたらなと考えているところです。

以上です。

○委員長(丹 正臣君) 大西委員。

○委員(大西 陽君) 次の質問に入らせていただきます。

普通財産環境整備事業ですけれども、先ほど真保委員のほうから基本的な考え方について質疑がございました。私から具体的な内容について何点かお伺いしたいと思います。

この事業の考え方、目的は、公共施設マネジメント計画に基づき、普通財産の計画的な解体と跡地の有効活用を図るということが前提となっております。そこで、27年の予算審査特別委員会では27年度から32年度までの解体計画が示されました。それによると、31年度は旧温根別中学校が対象になっていると記憶しております。ことしの予算では、旧教員住宅の解体とアスベスト調査の予定ということでもあります。旧温根別中学校の体育館については、地域で有効に利活用されているという状況にありますけれども、校舎部分についてはどう考えておられるのか、さらには、先ほど言った27年に示された解体計画との今までの整合性も含めて、この点についてお聞きをしたいと思います。

○委員長(丹 正臣君) 藤田財政課主幹。

○財政課主幹(藤田昌宏君) ただいまの質問にお答えいたします。

まず、27年度当初の答弁の部分であります。そこにつきましては、基本的に、その当時の解体計画につきましては、まだマネジメント計画策定以前のものでありまして、行政財産から普通財産へ移管した老朽化施設や用途のない施設などについて計画的に解体をするものとしまして、平成27年から32年までの計画で答弁したところでございます。

その内容と今実際に計画上運営している違いの部分につきましては、まず、平成27年につきましては、旧朝日公民館茂志利分館、旧西士別小学校、旧教員住宅の解体を行っております。平成28年については、旧ふれあいセンターの解体を予定したところでありますが、そちらは、29年度に解体をしたところでございます。また、29年に旧下士別小学校の解体を予定したとこ

るであります、そちらは30年度、今年度解体したところでございます。大西委員がおっしゃられました平成31年度につきましては旧温根別中学校ということで予定したところでございますが、こちらにつきましてはマネジメント計画1期中に解体をするという形で変更を予定しているところでございます。また、平成32年については、旧総合福祉センターという形で説明したところでございますが、こちらにつきましては、雪害によりまして旧総合福祉センターが危険な建物と判断しましたことから建物の一部分を、ことし、平成30年度だったんですけども、事前に解体したところでございます。また、旧総合福祉センターにつきましては、雪害を受けなかった一部建物が残っておりますので、そちらにつきましても1期の計画期間中に解体するという予定であります。

なお、旧温根別中学校の活用の部分につきましては、体育館部分は、先ほど大西委員おっしゃられたとおり、29年度から地域の方々と協働で温根別地域交流事業の温根別交流センターとして地域のスポーツ活動や交流の場として利活用しているところでございます。校舎につきましては、旧耐震施設であること、また今後の活用見込みがないことでありますから、マネジメント計画1期期間内での解体を予定しているところでございます。体育館部分につきましては、そのまま交流センターとして今後も活用していく予定であります。

以上になります。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 27年に示された計画どおり行っていないということを指摘しているんですけど、マネジメント計画が正式に策定されているわけです、基本計画が。それで少なくとも計画の1期間についても、改めて年次別計画をつくって示して、さらに変更があれば都度変更するような、そういう進め方はできないのか、この点についていかがでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。先ほど、真保委員にもお答えさせていただいた部分でもございますが、公共施設マネジメント計画につきましては、計画期間25年という長い期間で、延べ床面積の20%に当たる約6万5,000平米を削減していくという内容のものになっております。この25年間の期間につきましては、3期間に分けて、施設の最適化、効率化、長寿化の視点から今後の施設のあり方を決定していくものでございまして、この総論的な考え方につきましては、市民の皆様、議会の皆様にも合意をいただくという形で承知しているところでございます。

今後の具体的な個別施設のあり方についてでございますけれども、全ての施設において、今現状といたしまして、地域や利用者の合意を得た中で積み上げていくという計画の仕方にはなってございまして、その方法でいきますと策定までに多くの時間と労力が生じることが予想されておりまして、その部分では合理的ではないという考え方に至っております。

そこで、この3期間のそれぞれの計画期間を、こちらにつきましては過去にもお答えさせていただいている内容でございますが、まちづくり総合計画の期間に連動させることによって、

現総合計画期間内において、マネジメント期間の第1期期間9年間における期間内の施設のあり方を決定させていただき、その進捗については総合計画で管理するものとしているところです。総合計画に合わせた中で、前期実行計画期間と後期展望計画期間の4年ごとに見直すという考え方を持っております、したがって、年度ごとでの計画は現状としては示させていただいていないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 冒頭、この事業の基本的な目的、これに普通財産の計画的な解体と跡地の有効利用を図るということなので、それであえて、計画的な解体ですから、27年度に示された内容、いろんな雪による災害だとか危険度だとか、あるいは財政の関係もあるんでしょう、それで変更になっていますけれども、この事業目的がこういうことなんで、改めてマネジメント基本計画との整合性を図る上でも、25年間というのは無理ですから、少なくとも1期間の解体計画をしっかりと示していただいて、変更があれば都度変更すべきでないかという私の質問の趣旨です。

もう一つ、進める上でこう言っているんです。地域の合意形成をとりながら進めるということですから、例えば学校の解体が何年度にやりますといったときに合意形成がどうとられているのか、地元はいつ解体するんだろうという照会が事実ありますから、そういう意味では計画をしっかりと立てていただいて、議会に示してほしいということなんです。この点についていかがでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 大西委員おっしゃるとおり、2025年までの第1期で8%の面積の削減目標を掲げております。これは、公共施設マネジメント計画でいう25年間で20%削減するための道筋ということになります。この際には、どんな施設をいつ解体するということまでは具体的にはお示しをしない、できていない中で、まず総論として総体の目標数値を定めて、御理解をいただいたと認識をしているところです。

もちろん、普通財産の解体、27年度にもお示したとおり、行政財産で使っているものが、もう用途廃止されて普通財産になったと。これは年次的に計画的に解体するということでお示しできるんですが、私どもでちょっと懸念しておりますのは、今持っている行政財産の解体をしなければこの目標を達成できないということで、そういう意味では、今まさに住民合意を全く得ていない施設も、そういったものに含めて進めていかざるを得ないというのが現状としてはございます。その中で、本来であれば、では全ての施設を住民合意を得てから計画を立てれば一番いいのではないかと考えますが、現実的にはなかなかそれが難しいという中におきまして、例えば学校の適正配置の問題についても、やはり地域の住民の方と1年、2年議論し、では代替の足の確保はどうするのかということも含めて、個別に議論を進めていく中で合意を得ていくというのが手順としては必要だと思っておりますので、この公表のタイミングを、行政

財産についても、この時点で全て公表することによって、かえって住民の合意を得るのに支障になることがあっては困るという判断もあって、現段階では、お示ししている総合計画の中で年次ごとの事業費は示していますが、その中に個別の施設のものも入っているということで、具体的にこの議論をスタートするときには、当然、議会にもその方針を示し、それから地域住民と議論していくという手順で進めていくべきではないかと考えているところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 地域との合意形成をぜひとるべきだという意見ではないんです。市側から、合意形成をとりながら進めるということで議会ではっきり言ったわけですから、どういう合意形成のとり方をしているのかという質問でした。

それと、25年間の解体計画、それを示せというのは無理です。少なくとも1期間の普通財産について解体計画を示して、もし事情によって変更があるのであれば、都度議会に変更を示していただければいいのかなという感じです。というのは、何回も言いますが、計画的な解体をすると、はっきりここで事業目的でうたっているわけですから、事業目的に沿った対応をすべきじゃないかなと思います。この点については理解していただきたい。後で。

それで、もう一つ、士別西小学校の関係で確認をしてみたいことがあります。これは言うまでもなく、耐震基準を満たしていないために児童の安全性と教育関係の低下が懸念されるためにこれを統合して閉校になったと、これも議会ではっきりお聞きしているんですが、閉校後は近隣住民の安全面などから計画的に解体するなどの対応が必要ということをお聞きの記憶がございました。

この点について、そういうことだなと理解をしていましたけれども、今議会で、閉校後、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトに登録をすると、全国にこの用途を発信するというところをお聞きいたしました。さらに、利活用について照会があるということですから、この際、この内容について具体的にお聞きをしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） 私のほうから、西小学校の統廃合の経過等について、また先日、議会のほうで大綱質疑等で御答弁させていただいた内容について、ちょっとお答えさせていただきたいと思います。

まず、西小学校のこれまでの統廃合の経過でございますが、この間、平成23年に東日本大震災が発生いたしまして、子供の学習、生活の場であります学校教育施設の耐震化について、国や道教育委員会のほうから強く指導がございました。そういった中で、国のほう、27年末までに全国の公立学校の耐震化を完了させる意向を示してきたところでございます。

本市におきましても、28年度に改定いたしました士別市小中学校適正配置計画によって、31年度から士別小学校と南小学校へ統合するということになりまして、その具体的な理由といたしましては、学校は、児童・生徒にとって安全・安心な施設であるということ、それから、今

後における児童・生徒数を見据えた判断が必要だということ、そういった部分を踏まえて、将来的な学校環境のあり方については、財政事情を総合的に勘案して決定したという理由でございます。

そういった中で、今後この建物のあり方についてでございますけれども、基本的には、国による耐震の構造の指標の設定につきましては、一般建物の基準数値、いわゆる I s 値というのが、非常に厳しい 0.7 程度を目安としているのもでございます。ただ、この西小学校につきましては、この基準を満たしていないということから耐震化が必要との判断でございましたが、先ほど申し上げたような兼ね合いから、総合的に勘案して統廃合を選択したものでございます。

しかしながら、一般建物については、当然、建物の維持管理については現況の部分で活用することも可能でございまして、その部分については所有者が維持管理を行う形になります。その用途、活用方法、工事の内容によっては、当然、耐震化等も実施が必要になる場合もございしますが、その場合についても建築基準法などの関連法に従って所有者が実施することになりますので、そういった部分を踏まえて現況を見ていただいた中で、利活用がとれるということであればという部分もありまして、みんなの廃校プロジェクトに今回登録させていただいているというところでございます。

また、もう一点、先ほどの閉校後の建物の利活用の部分でございますが、この部分につきましては、先日大綱質疑でも答弁させていただいたとおり、現在交渉中の状況でございますので、その内容等については今のところお答えできないという状況にはなっております。

私からは以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私からは、普通財産の計画的な改定の進め方、それから住民合意のとり方についてお答えいたします。

普通財産を年次計画別に解体していくというのは、委員おっしゃるとおりだと考えておりますので、現在、この年次計画は実行計画に位置づけておりまして、この中では普通財産も行政財産も含まれているというのは先ほど申し上げたとおりです。ですから、まず普通財産については別の形でお示しをさせていただくということが 1 点と、もう一つは、ではどの施設をどういうふうに、例えば統廃合、住民同意を得ていくかという手順としては、現在、公共施設マネジメント計画にのっとり再編等ガイドラインを定めております。このガイドラインの中では、例えば 1 期で見直しをすべき施設、これはもう既に計画でお示しをしておりますが、それを各部署におきまして、ここの施設から順次進めていくべきだということをそれぞれスケジュールを立てて具体的な議論を進めるという手順になっておりますので、その具体的議論のスケジュールにのった段階で改めてお示しをする。それに沿って、例えば何年度に向けた議論が必要だということであれば、それに向けた住民への説明なり合意形成というのが当然必要になってきますので、その際にはもちろん議会に御説明をした上で進めるということになると思います。

ので、そういった、ちょっと分けての形になるかもしれませんが、お示しの仕方をさせていただきたいと存じます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 計画について答弁いただいたことで理解いたしました。

その前の利活用について照会があると。具体的な内容について答えられないと、この答えられないという意味をもう一回お聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

この部分につきましては、重ね重ねになりますけれども、先日、大綱質疑でも御答弁させていただいたとおり、現在交渉中ということもございまして、まだ内容については全く決定していないということもございまして、現時点ではお答えできないということもございまして。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 私も議員の立場で、いろんなところにパイプがあります。具体的に言うと、かかわっている人から直接お話を伺っています。だから、そういう意味では、議場ですから、予算審査ですから、ある程度、概要ぐらいは言うべきではないでしょうか。全く言えないというのはどうも理解できません。

○委員長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 今、交渉している概要については、せんだって答弁させていただいたとおりですけれども、今、事業活動の上で生産とか営業に関するもの、こういったものは情報公開することができない場合があるという規定ですけれども、これは先方から合意を得れば必ずしも秘密にするべきものでもないのかなと考えますけれども、一方で、意思形成過程情報という意味では、例えば本定例会で議決をいただいた企業立地促進条例、この中で、今回の改正のポイントといたしましては、こういった遊休財産をどう有効に活用するか、そういう意味では、企業から提案を受けて、その提案の中で条例に合致したような使い方であれば無償で譲与もできるという場合には、当然、複数の企業が手を挙げてくることもあり得るということも想定できます。そういった中では、企業の事業活動自体が逐一議場で明らかにされるということであれば、ことで支障もあり得るのではないかという懸念も持っておりますので、そういう意味では、概要としては、今西小学校を使って、いわゆる就労支援といったような事業展開も含めた議論が、交渉も含めてやっておりますけれども、こういったものは、ある程度、未成熟な段階で、もし正式に決定したものではない情報が市民に公表された場合に、不正確な理解ですとか誤解を与えるおそれということも一方ではあり得るかなと思っておりますので、そういった点も総合的に判断しながら必要な情報を提供できるように努めたいと考えます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 言っていることは理解しますが、相当な数の市民の方は、そういう事業をあそこでやるんだということを話しておられます。これは一部正確でない部分もあるかもしれませんが、ですから、今答弁にあったようなことも考慮しなければならないと思うんですが、ある程度のことは話をしてもらって。

そして、もう一つ心配するのは、私が聞いている範囲、これは間違っているかもしれません。8月に開始したいということです。そうなれば、さっき言った地域の合意形成という言葉がありました。地域にどういう説明をして合意形成をとるのかと。時間的に相当限られます。そういう意味では、議場で議員が何も知らない、何も教えてくれない、市民から聞かれたときに。そんなことでは到底納得ができる問題ではないと思いますので、午前中、大体終わりですから、ある程度、市長を交えて、議場でどこまで話していいのか、協議をしていただいて、明らかにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 1点だけ御理解いただきたいのが、今回の交渉の内容についても、決定したものではありません。私のほうで伺っている中でも、必ずしもその場所に特定したわけではなくて、ほかにも候補地はあるといったこともありますし、当然、今回の、土別市としてどういった条件を出してくれるんですか、企業立地の条例によっては、もしくはそれに対する支援によってはどちらを選ぶということも当然あり得ると思っておりますので、今回4月1日から条例改正も施行されますので、もちろん、それに沿った私どもも交渉の提案ということはさせていただくつもりでしておりますが、いつオープンだとかなんとかということは私ども全く承知しておりませんので、もちろん、それがある程度私どもとしても方針が固まり、もちろん、その上で地域住民の方に説明をしていただくということが必要だと思っておりますけれども、現段階では、まだそこまで具体的に煮詰まった段階でもないということは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 例えば、固定資産税、それから今度新たに4月から施行される条例、これについて具体的に示しているんじゃないですか、先方に。そこから聞いたんですから。どうなんですか、その辺。どうしてそんなに隠さなきゃならないんですか。具体的に示して、多くの市民の人たちが、この中身、先ほど言ったように正確かどうかはわかりません。ただ、聞くと、やや目的に沿って、やや正確かなという程度ですけれども、どうして議会でそんなに隠さなきゃならない。どうなんですか、その辺。

○委員長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 今回のケースに限らないと思いますけれども、遊休財産をどう有効に活用するか、そういう意味では、企業の民間活力をおかりして、どんどん提案をしてください

と。今回議決をいただいた、いわゆる企業立地の考え方、何でもいいわけではありませんけれども、そういったものに合致するのであれば、どうぞ利用してくださいと。こういうことによって、この利活用を図ろうというのが今回の趣旨であります。

そういう意味でいくと、より多くの企業の皆さんにもそういった提案をいただく、参加いただくということを想定した条例であるものですから、例えば1つの案件に複数の提案があったと。決定する前に全てその内容を議場で明らかにしということになりますと、企業側もちろんいろんなケースを想定してと思いますので、例えば競合している場合ですとか、具体的な事業展開を考えると、その前に明らかにされると困る場合、いろんなケースが考えられますので、今回がどうかということ、また必ずしも一致しないかもしれませんが、そういった意味では、こういった情報というのは慎重に取り扱う必要もあるのではないかと趣旨で答弁を申し上げます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 初日に、遊休施設を活用した企業の提案状況で、3点あり、1つは、羊の飼養や羊肉販売など羊を中心とした施設の活用、2つ目が、外国人留学生の語学学校や技能実習生の入国研修施設、3番目が、植物を原料とする油の製造施設と明らかにしているわけです。照会を、この3点。だから、西小学校はこの3点のうち、どの業種が照会があるんですかということを知りたいんです。

参考までに申し上げますけれども、関係者の方と話をし、今回の予算審査でこういう議論を持ち出して迷惑かからないでしょうかと、議論だからどんどんやってくださいということ、これだけは申し上げます。

○委員長（丹 正臣君） まだ大西委員の総務費の質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩といたします。

(午前 1 1 時 5 8 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

○委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務費の質疑を続行いたします。

相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 大西委員の午前中の御質問にお答えいたします。

私ども、いろんな時期にいろんなところから企業立地あるいは企業誘致の御相談を受けるといってございます。その中で企業立地促進条例を制定いたしまして、いろんな支援をしているということもございまして。今回この議会の初日、2月20日の日に、その一部条例の改正ということで御提案を申し上げました。そのときに、その時点で今企業立地に向けて相談を受け

ているところはあるのかという御質問に対して、午前中、大西委員からお話のあった羊の飼養や羊肉販売などの羊を中心とした施設への活用、あるいは外国人留学生の語学学校や技能実習の研修、また植物を原料とする油の製造施設というお話をさせていただきました。これは、その時点で、今現在もそうでありますけれども、相談を受けて、その具体に向けてのいろんな打ち合わせをさせていただいているということで、こういう案件がありますよというお話をさせていただきました。

ただ、これまでもそうでありますし、これからもそうでありますけれども、私どもが議会に正式にいろいろこういう御相談をさせていただくという段階は、さまざまな角度から、あるいは企業立地ということになりますと、いろんな法的なクリアをしなければならぬ部分もございますし、また制度的に活用する部分等々いろいろございますので、そういったことなどなども含めて、具体的にしっかりと話を煮詰めて、方向性がしっかりと見えた時点で議会に御相談をするということをごさいますして、午前中のお話の中で、いろいろ大西委員も御相談を受けているというお話がございました。ただ、私どもが今いろいろな案件で相手方といろいろお話をさせていただいている案件につきましては、今の時点で、市として、まだ公に御相談をできる段階に達していないということを判断いたしまして、午前中の総務部長の答弁にもありましたけれども、そのような答弁をさせていただいたわけであります。

ただ、これから、その案件がそのまま進むかどうかと、その他の案件も含めて、このまま進んでいくかどうかということもありますけれども、今相談いただいております案件につきましては、土別市の振興のために、市民のために、市のために、かなり有用な事業ではないかと我々は考えておりますので、この後も具体的にいろいろ話を進めていって、しっかりと構想が出て、お互いにしっかりと合意がとれたという時点では、いち早く議会のほうに御相談もさせていただきたいと思っておりますし、また地域のほうにもいろいろ説明を、これは企業立地に関しては第一義的には立地する企業が中心となって地域に説明していただくということになるかと思っておりますけれども、そのような形をとっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

それで、最後に言われた地域に対して説明をする義務があるんだと思うんですけれども、その企業がみずからやるのか、市と合同でやるのか、あるいは市単独でやるのか、その辺ちょっと確認させてください。

○委員長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） その案件によってもいろいろな判断があるかと思っておりますけれども、原則というか、基本的なことで申し上げれば、まずは立地した企業が、その後もやはり地域としっかりといろいろな合意をとりながら、いろんな打ち合わせをしながらいかなければならぬ部分も出てくると思っておりますので、企業が中心となって説明をしていただいて、市は地域と企業の

中でしっかりとその事業がなっていくような形の役割を果たしていくと考えております。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、私のほうから、移住定住促進事業について質問をさせていただきます。

今年度、これまでも取り組んできた事業なんですけれども、拡大事業ということで予算組みも大きく変わって、さきに行われました第1回定例会の大綱質疑でも西川議員のほうから質問がされたところであります。その西川議員の答弁をおさらいいたしますと、まずは今回、31年度から機構改革ということで、現秘書広報課を創生戦略課に変えると。そして、移住定住に関してはナビデスクを置いて、専門的なことも含めて中心的な役割でサポートしていくということが言われました。それと、大橋課長のほうからは、各分野、子育て分野、仕事の分野、公共交通の分野、そしてその他等とあわせて、いわゆる移住定住にもかかわるであろうと言われる施策が1億8,780万円あると、そのような答弁がございました。その中で、最後に西川議員のほうからも再々質問で、いろいろな御答弁いただいたところではあるんですけれども、市としてやっていくぞというところが見えないという御意見もありました。私も正直、この事業に関しては、どれほど新たな機構改革で、このナビデスクを置いてやっていくかという部分を改めて確認したいので今回取り上げさせていただきます。

そこで、まずは予算書でいうと69ページ、予算説明資料でいうと8ページになりますけれども、その8ページの中で、3つ記書きがございまして、移住定住政策パッケージほかで119万3,000円、そして、移住促進パンフレットの作成ほかで168万5,000円、そしてU I J ターン事業ほかで262万3,000円と予算づけがされていますが、具体的にこの内容を説明いただきたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 坂本企画課副長。

○企画課副長（坂本洋紅君） お答えいたします。

移住定住促進事業費550万1,000円の内訳としまして、まず1つ目の移住定住政策の構築119万3,000円の事業内訳についてですけれども、ナビデスクの運営に係る経費としまして、16万9,000円、また、地方創生に係る包括連携協定を締結しております金融機関などとの連携経費としまして8万6,000円、そのほか、魅力ある情報発信の強化を図るための移住政策のパッケージ化、まちの魅力づくりの構築費用としまして93万8,000円を計上しております。

また、2つ目の移住定住政策の発信168万5,000円の事業内訳としましては、ホームページの更新、移住促進パンフレットの作成に82万8,000円、また、移住促進のための情報発信の強化を図るため、各種媒体への記事の掲載費、経費などで78万9,000円、そのほか民間の協力団体の連携や職業紹介事業など6万8,000円を計上しております。

次に、3つ目の移住促進事業費262万3,000円の内訳についてですが、地方創生推進交付金を活用予定しておりますU I J ターン事業に200万円、また、マッチング事業の展開、移住促進セミナーへの参加、移住促進協議会などの負担金を合わせまして62万3,000円となっております。

す。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 今、御答弁いただいた中で1点確認させてください。

U I J ターン事業の中で、補助金を活用してという部分で200万円と今御答弁いただいたと思うんですけども、具体的に、それを活用して市独自の事業を展開するという考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 坂本副長。

○企画課副長（坂本洋紅君） お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、地方創生推進交付金の移住・起業・就業タイプの交付金を活用した中で事業を展開していくというところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 活用して、市のこの事業に充てるという意味ということですね。

○委員長（丹 正臣君） 坂本副長。

○企画課副長（坂本洋紅君） はい。そのとおりです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それで、前段ちょっと私も申し上げましたが、今後の新たに取り組む意欲というかそういったものも含めてお伺いしたいんですけども、年間、士別市は大体300から500人ぐらいの人口が減ってるということで、自然減と社会減を含めてですけども、そういう今状況にあって、移住政策にも取り組むと。前回の大綱質疑の副市長の御答弁にもありましたけれども、あくまでも人口ビジョンの推移に沿った人口減少を目指していくんだということでございますけれども、実際問題として、移住政策を行いました、そして移住者も仮に増えたと思います。しかしながら、当然減少する人口よりはそれを補うほどは、当然、移住が来るということは難しいことだと思うんですけども、最終的に士別市が移住定住に取り組むことによって本市にどのようなメリットがあるのか、その辺はどのようにお考えか、教えていただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） 移住政策における本市のメリットという部分なんですけれども、渡辺委員が今おっしゃったとおり、日本全体の人口が減少している中で、人口は首都圏を中心とした都市部に今集中しているという状況にあります。国もこの対策として、まち・ひと・しごと創生本部などを設置する中で、東京一極集中の是正や若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、地域の特性に則した地域課題の解決などに力を入れているところであります。2019年は、本市も新たなまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に着手をします。これまで、合宿と農業

の大きな2本立てを柱にして地方創生を進めてきましたけれども、新たな総合戦略では、移住定住の視点も含めて検討していきたいと考えているところです。

市長は、人口減少が進む中で一番懸念されることは人材の流出ということをおっしゃっています。人口減少が進んでいる中であっても、さらに魅力的で暮らしやすいまちづくりを進め、移住定住政策を包括的に実施することで人口の流出を防ぎながら、一人でも多くの移住者の獲得を目指して、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくという視点で取り組みを進めていきたいと思っています。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 私が思うこの移住政策、今後どのように必要になってくるのかという部分でいうと、今御答弁いただいたようなことも当然考えられますし、あとは何より、移住者が来るということは、当然ですけれども、ほかの地域から来るわけですから、魅力があると思って来てくれる方が多いと思うんです。そうなることで、現在、私たちのように、ここに住んでいる、地元に住んでる市民のまちづくりに対する意欲が全く変わってくると思っています。ですので、そういった意味では、これまで以上にしっかりとまずは結果を出していくということも踏まえて、今後取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。

それで、具体的な成果を出すための取り組みということでなんですけれども、今回、組織改革にあわせて、これまで行ってきておりましたちよい田舎暮らし体験というのも、31年の4月から当面休止するというので、ホームページ上も確認させていただきました。今後の取り組み方なんですけれども、前回の西川議員への答弁の中では、士別に移住したい人にトータル的なサポートをするという御答弁もありましたけれども、やはり、移住希望者が本市に来るまでの過程で、もっと先のステップというのがやはり重要であると私は考えていますので、先ほどの説明資料の8ページの中にパンフレットとホームページの更新というのもございましたけれども、そういった目を引くという部分も非常に重要になると思うんです。ですので、今回168万5,000円という予算がついている中に、当然、印刷費用が大多数を占めているのかなという気はするんですけれども、そういった部分も含めて、単純に同じことを書くのでも、見せる、上手に見せるような取り組みも今後すごく重要になると思います。

それと、士別は、今答弁にもありましたけれども、合宿誘致をやっておりまして、合宿に関しては、非常に教育委員会の担当の方も御尽力いただきまして、新たな企業であるとか、実業団が士別に入ってくるという状況になっております。その裏には、私が思うのは、ただ事業展開して、相手方から来るのを待っているだけではなくて、みずから現地に出向いて誘致活動をしているのを知っておりますので、この移住政策に関しても、制度化だけをするのではなくて、担当部署みずからが精力的に動き回ることによってようやく士別の魅力が発信できるのではないかと考えているんですけれども、その辺の具体的な今度の取り組み方はどのように現段階でお考えでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

ホームページですとかパンフレットの見せ方なんですけれども、先ほど坂本副長から説明させていただいたとおり、パンフレット等の更新費用が計上されています。その中には、企画費というのでしょうか、ページを企画するような見積もりも入っていますので、専門的な見地から業者の意見を伺う中で、見せ方についても十分意を配しながら作成に当たっていきたいなと思っています。

また、今予定ですけれども、6月に首都圏で開催される移住相談会というのがあるんですけれども、そこに手を挙げようと今準備を進めているところです。私どもからも積極的に出向く中で、移住者の獲得という言葉が適切かどうかわかりませんが、こちらから足を運ぶような形で活動を展開していきたいなと思っています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ただいま6月にある東京での移住相談会に手を挙げてみようというお話がありましたけれども、ぜひ参加いただいて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それとあわせて、移住定住に関しては、御承知のとおり、全国的にこういう過疎地が今事業展開をしておりますので、もし移住をしようと思った方は、物すごく多い選択肢の中で、その中の1市であるわけですから、その辺も非常にニーズ調査も含めて、かなり流動的だと思いますので、かなりアンテナを常に張り続けておかないとなかなか成果が出ないんじゃないかと思っています。

あわせて、その取り組みについてもう一点伺いたいんですけれども、前回の西川議員への答弁でもありましたけれども、創生戦略課の中に、中ではないですけれども、ナビデスクを設置すると。そのナビデスクでは、全てをそこで賄うのではなくて、全庁的につながるサービスの中心的になる存在だというお話もございました。しかしながら、それはあくまでも定住希望者に対してという部分だと思うので、私が今お話ししたとおり、定住希望者になってもらうための取り組みというのが非常に重要になると思うので、ちょっと私が懸念しているのは、創生戦略課並びにナビデスクの中の業務が、課内での業務過多になって、1つの事業というよりも、たくさんあるうちの1つの事業になってしまうんじゃないかという懸念をしていますが、その辺の今後の人員配置も含めて、私はやはり専門な見地を持った方を専属で張りつけるべきだと思うんですけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。現段階で構いません。

○委員長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 大綱質疑でもお話いたしましたけれども、今度の創生戦略課が移住定住を担うわけでありまして、移住定住にかかわる部分というのは、大きく言えば、移住者にかかわる部分というのは、市の政策の多くが、移住者であっても市民であっても同じ政策の中でサービスを受けるということであると、全ての課にかかわってくるということでありまして。そのうち、移住定住政策にかかわって特にという事業があるわけでありまして、そ

ういうものを中心としながら、全ての部署にかかわるいろんな事業をコーディネートするのが創生戦略課と考えております。ナビデスクは、創生戦略課に置くということもまだ決定しているわけではありませんので、ナビデスクをどの位置に配置して、そこにどのような機能を持たせるかといったことについては、これからしっかり考えていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、我々の職員としての適正な定数の中でいろんな仕事をするわけがありますので、どの仕事においても、今言ったような業務過多になって、どこかがおろそかになるということがないようしっかりとした配置をしていきたいと考えます。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） J R 士別駅の駅舎と駅前広場再整備の行方について質問します。午前中、喜多委員のほうで質問されましたので、ダブらない範囲で簡潔にいききたいと思います。

新年度の予算が22万6,000円再整備事業にとっていて、そのうちほとんどが旅費だと、19万6,000円が旅費だという答弁が午前中ございました。2年間整備が先送りされた理由についても触れられていましたので割愛しますが、この2年間というのは、ただこの改修計画を塩漬けにしておくのか、それともこの2年間を使ってさらなる検討を進めるのかという点について、どちらなのかをお答えいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

先送りした理由については午前中お答えしたとおりであります。この2年間でじっくり腰を据えて検討する時間がいい意味でできたと考えて、塩漬けにするわけではなくて積極的に協議を進めていきたいと思っています。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、旅費の19万6,000円、これは要はJ R 北海道の本社なんかには協議に通う旅費、その目的、そのものずばりということによろしいですか。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 基本的にはJ R 北海道との打ち合わせのための旅費を計上しています。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ちょっとJ R 北海道に行くだけではもったいないと私も思うんです。それで、やはり、この駅をめぐる状況というのは、全道的に時々刻々と変化しています。例えば札幌駅の隣のJ R 苗穂駅、これは札幌市がほとんど出資しました。J R も一部出資して大改装、駅の場所自体も移したという例が最近出ています。さらに紹介すると、J R 函館本線の滝川駅は駅前再整備をする、それに当たっては、よく再三再四、遠山昭二議員が一般質問で聞いているモニュメントを置くと。滝川の場合は、飛行機の研究が早くからやっているということで、滝川駅前にはグライダーのモニュメントを置くことになっている。それから、お隣というか、北隣の名寄駅なんです、これは改修というよりは駅を塗りかえた、そしてそれで少しよくなるというか、にぎやかになるのかなと思ったら、名寄駅の場合はキヨスクがなくなり、さらに

ツインクルプラザというJR系の旅行代理店も撤退してしまったということで、今、名寄駅に夜行くと本当にがらがらでびっくりしますけれども、そういうふうに駅をめぐる状況というのは、この2年間の間でも非常に変わってくるわけです。

士別市としても、以前、宗谷本線比布駅と石北本線上川駅を視察したということがありましたが、まだまだ、ちょっと実施設計、来年ということなので、2020年度ということなので、まだ滝川駅など周辺を見る機会もあると思いますが、そこら辺は視察も考えていますか。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

委員御提言のとおり、他市の事例も参考にしながら、士別市にとって将来にふさわしい駅舎のあり方を多角的な視点から考えていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、駅舎から離れて、今度は駅前広場なんですけど、今回、実は市政執行方針のほうでもゴールバーン・マルワリー市に日本庭園をつくるという話が出ていると。本市としてもそれに最大限協力するということです。大変いいことだと思うんですが、この日本庭園もゴールバーン・マルワリー市のまさか外れにつくるわけじゃないと思うんです、割と象徴的な場所につくると思うんですが、私、昔この場で、駅前というのは象徴的な空間なんだと、士別は鉄道ができてから発展したまちだという話をして、市長も同意いただいたんですけども、非常に象徴的な場所でもあるし、また、外交というか、外国とのつき合いは相互主義なんで、よく言いますよね。

そこから導かれる結論として、駅前広場の開発アイデアはゴールバーン・マルワリー市からいただいたらどうかとちょっと言わせていただきたいと思います。いろいろ調べますと、私はオーストラリアに行ったことないんですけども、もともとオーストラリアってイギリス連邦です。だもので、オーストラリアの都市部にはイングリッシュガーデン、英国風庭園が結構あるということです。昨年度、この市役所の前の噴水跡にもゴールバーン・ローズなんかを植えてましたけれども、あぁいったゴールバーンローズなんかもあるイングリッシュガーデンをつくるだとか、あと、先方にはビッグ・メリノという大きな羊のモニュメントがあるそうなので、そういったもののレプリカでも何でもいいんですけども、そういったモニュメントをつくるだとか、こちらが投げかけたら、ひょっとしたらゴールバーン・マルワリー市の方々からもアイデアを出していただけるんじゃないかと思うんです。そこで、駅前広場について、こういったアイデアをいただくということについて、ちょっとコメントをいただければと思います。

○委員長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 国忠議員からいただきました御提言についてお答えいたします。

これまでも御答弁申し上げてきたとおりですが、駅舎・駅前広場の再整備に関しましても、市民本位で面整備ということを非常に重視しながら議論を進めてきております。ちょっと繰り返

返しになって恐縮ですけれども、都市機能を誘導する中心市街地、これは立地適正化もそうですし、公共交通網もそうです。そういったものときちっと連携できるもの、それでその施設の機能も補完し合えるようなものということで検討を進めてまいりまして、こういったことを今後さらに深めていく中では、今お話あったような先進事例の調査もそうですし、幅広い御意見をいただくということも重要だと考えております。ただ、駅前の再開発という意味合いで、グローバル・マルワリー市に、例えば特定するような形で提案いただくということは手法として検討に至っているわけではないんですが、例えばアイデアとして、今みたいな都市間交流に携わった中で、御提言というかアイデアをいただくということは可能ではないかなとは考えておりますので、今後、そういった機会を踏まえてお話もできればなと考えておりますので、今後も市民本位のまちづくりの観点から、さまざまな角度から議論を進める上で幅広い御意見を賜るように努力してまいりたいと存じます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） この際、午前中、喜多委員がおっしゃった障害者駐車場、これは再整備を待たず設置していただきたいのと、あと、駅前のところがロータリーになっていなくて、朝6時13分の始発列車が来る前に、通学の関係で送迎される方がいっぱいいるんですけれども、両側から進入して衝突の危険性があるということを、ちょっとぜひ御留意いただきたいと思しますので、この際申し上げて、終わりいたします。

○委員長（丹 正臣君） 次に、第3款民生費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。苔口千笑委員。

○委員（苔口千笑君） 私からは、児童福祉費に関連する事柄をお伺いいたします。

少子化が進みます本市でありましても、子供を預ける施設は幾つもございます。予算書を拝見いたしますと、それぞれに必要とされている予算を組んでいただいております、大変ありがたいと思っております。今ある施設がそれぞれ最大限に活用され、今後も継続されるようとの思いで、幾つかお伺いいたします。

まず初めに、認可保育園についてお伺いいたします。

平成31年度の認可保育園の応募状況並びに保育園への入園が決まった児童、入れなかった児童、それぞれの人数をお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 佐野子育て支援課こども育成係長。

○子育て支援課こども育成係長（佐野貴敬君） お答えいたします。

平成31年度の実績状況ですが、申込者数が70人、入園者数が49人、入所保留となった潜在待機者数が20人、辞退者が1人となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 認可保育園には、20人の待機児童がいるということです。子供の預け先が

認可保育園に集中しているというあらわれではないかと思いますが、この件に関しては後ほど触れたいと思います。

待機児童に戻ります。待機児童につきましては、その要因を保育士不足とされているような嫌いもあるようでございますが、保育士の不足に関しましては長年の懸案でもありますので、保育士を増員して待機児童を解消するというのは非常に実現性に乏しいのかなど。それよりも認可保育園の集中を分散させることのほうが現実レベルでの待機児童の解消につながるものと考えております。実際、本市では認可保育園以外にも子供の預け先が幾つかあるかと思えます。具体的に申し上げますと、僻地の保育園が3つ、無認可の保育園が2つ、幼稚園も3つあるわけですが、中でも僻地保育園、こちらに関しましては、市の管轄でもございますので、僻地保育園に関しても伺いたいと思います。

まずは確認ですけれども、僻地保育園は当該地域以外の児童も受け入れは可能ということで間違いないでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 佐野係長。

○子育て支援課こども育成係長（佐野貴敬君） お答えいたします。

苔口委員おっしゃるとおり、僻地保育園は当該地域以外の児童の入園も可能であります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） それでは、改めまして、僻地保育園の3園についても伺いたいと思います。それぞれの児童数と空き状況をお教え願います。多寄は例えば何人というように具体的な人数をお願いします。

○委員長（丹 正臣君） 佐野係長。

○子育て支援課こども育成係長（佐野貴敬君） お答えいたします。

今後の入所園児によって変動する場合はございますが、現時点での新年度の僻地保育園の在籍人数であります。上士別が16人、多寄が14人、温根別は5人を予定しています。

入園可能な人数ですが、上士別、温根別が各5人、多寄はゼロ人となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 多寄は満員ということで、上士別、温根別はそれぞれ5名ずつということですか。わかりました。

それでは、園児募集について伺いさせていただきます。園児募集に関してはどのように行われているのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 佐野係長。

○子育て支援課こども育成係長（佐野貴敬君） お答えいたします。

園児募集につきましては、市の広報、ホームページ、または新聞広告により募集しております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 今お答えいただきました募集の方法につきましては、非常に多く周知として用いられている方法ではありますが、この方法がとられましても必ずこの情報が伝わっているということがイコールとは考えにくいと考えております。残念ながら目にされていらっしゃる方もおられるのではないかと考えております。

ここからは私の体感になりますけれども、実は僻地保育園に関しましては、その存在をよく御存じないという方もまだまだいらっしゃるかと考えておりますし、さらに言えば、認可保育園と無認可の保育園、この違いもよくわからないというお話を耳にすることもございます。なので、改めてお伺いしますけれども、支援課の窓口としては、窓口対応はどのようにされているか、御説明願えますでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 御代田子育て支援課副長。

○子育て支援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

窓口で保育施設等についてお問い合わせがあった場合には、認可、認可外、僻地、幼稚園を問わず、それぞれの施設について御案内しております。また、認可保育園の入所を希望され、申し込みに来られた方については、基本的には認可保育園の説明をしております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 改めての確認になります。認可保育園の申し込みに来られた方に関しては認可保育園のお話を中心にということによろしいですか。

○委員長（丹 正臣君） 御代田副長。

○子育て支援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

新年度に向けて一斉に行う入所申し込みの場合、認可保育園を第一希望として申し込みに来られているため、入所が可能かどうか判定されていない段階で他の保育施設等を案内することは、その時点でもう既に入所できないことが決まっているのではないかとといった誤解を与えてしまう懸念や市街地区にある認可保育園を希望して申し込みに来られた方へ遠隔地にある僻地保育園等を紹介することは保護者の意向に沿った案内とはならないため、認可保育園の申し込み時に他の保育施設等を案内することについては難しいものと考えているところです。

このようなことから、入所できなかった方へお送りしている、保育所入所保留通知書とあわせて、市内の受け入れ可能な保育施設等の一覧を記載した文書を送付させていただいております。ただし、申し込みの際の窓口での対応の中で、他の保育施設等の案内などが必要と思われる場合については、随時、他の保育施設等の案内をしているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 藪中子育て支援課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） 今の御質問なんですが、今お答えしましたとおり、認可保育園

に入園を希望されて申し込みに来られた方については、認可保育園のみの御案内をしているところですので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 現状の対応ということで、わかりました。改めての確認ですけれども、認可保育園に申し込みに来られた方に関しては認可保育園の御案内ということです。であれば、窓口の対応として、ぜひ加えていただきたいというお話がございます。認可保育園の申し込みを受けた際なんですけれども、定員以上の申し込みがあった場合には入園できないという可能性もあるということはお伝えされているかと思えます。その際に、落選された場合であっても、認可保育園以外にも僻地保育園ですとか、認可外保育園にそういった別の預け先もあるということ、必要な方にはというお話もありましたけれども、こちらは加えていただきたいと思っております。

現状の対応として、認可保育園の落選後にほかの施設を示されている一覧の書面をお渡しされているかと思うんですけれども、これを事前に、認可保育園の申し込みを受けた際ということでお伝えをいただきたいと思っております。認可保育園を希望されている方に関しましては、無認可の保育園も僻地も幼稚園もということで、きちんとわかっておいでになっている方ももちろんいるかと思うんですけれども、これらの違いがよくわからずに、まずは認可保育園ということで申し込みに来ていらっしゃる方もいるかと思うのでということをお話をさせていただきました。土別には、ほかにもこれだけの預け先があるということ、詳細も御案内できますけれどもということで窓口で御案内をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

窓口の対応につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、保育園の入所の御相談があった場合には、親御さんの就労状況や保育先の希望などをお聞きし、保育施設等の空き状況なども加えながら、認可、認可外、僻地等を問わず総合案内をしているところではありますが、先ほどのお話のとおり、認可保育所の入所を特定して申し込みに来られた方につきましては、保育に対する個人のお考えもあることですので、一律に他の施設の御案内は行っていないところでもあります。

委員御指摘のとおり、保護者の中には僻地保育園や認可外保育園の存在を知らずに認可保育所の申し込みに来られる方もいらっしゃる場合があるかと考えられますことから、各保育施設の概要について、現在行っておりますホームページや子育てガイドブックの掲載等による情報発信についても継続するとともに、今後につきましては、認可保育所の入所の申し込みの際についても、市内の全保育施設等の概要が記載された一覧を配布し、あわせて、個々に合った声かけができるよう、これまで以上に窓口の対応に配慮していきますとともに、保育施設等の周知の仕方についても工夫に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 冒頭にも申し上げましたけれども、認可保育園に限らず、それぞれの施設に結構な額の予算がついております。児童福祉の見合いとして間違いなく必要な予算であり、これからも継続されることを望みます。そのためにも、幼稚園も含めた今ある全ての児童保育施設を最大限に活用すべく、認可保育園への集中の緩和、分散に向けてのほかの施設への誘導という観点も鑑みながらの窓口での対応を希望いたします。改めて本市の見解をお聞かせいただいて、質問を終わります。

○委員長（丹 正臣君） 平岡こども・子育て応援室長。

○こども・子育て応援室長（平岡恵子君） お答えいたします。

市内の保育施設については、市の認可保育園はもとより、認可外保育園、幼稚園、僻地保育園を含めて、市の保育環境と認識しております。そこで、保育施設等の利用を希望される保護者の皆さんが、市内の保育施設の情報を十分に理解した上で保育施設を選定できるよう情報の発信に努めるとともに、繰り返しになりますが、窓口で御相談に来た際には、訪れた方の窓口での対応の中で、就労状況や保育先の希望をお伺いしながら、それぞれの方に合った必要な情報提供が行えるように、認可、認可外、僻地等は問わず、これまで以上により丁寧にきめ細かい説明を行うように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） 敬老事業に対する市の思いについてお伺いしたいと思います。

言うまでもなく、敬老会は長年地域の発展に貢献をされてきた高齢者の方をねぎらい、あわせて健康と長寿をお祝いする目的で毎年自治会主催で開催されております。そこで、31年度予算の敬老事業開催助成935万円と敬老祝金支給事業85万9,000円の、この歳出根拠についてまずお伺いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾介護保険課主査。

○介護保険課主査（吉尾 渉君） まず、敬老事業の概要として、お伝えいたします。

補助金の歳出根拠につきましては、75歳以上の方に補助金2,200円、米寿、満88歳の方に記念品1,500円相当となっております。それと白寿の方、満99歳になりますが、この方に2万円を敬老事業として進呈しているというところでございます。

2019年度の予算の部分でございますが、対象者、敬老事業につきましては4,250人、補助金額として935万円、米寿につきましては213人、白寿については26名を計上したところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 前年と同額という解釈でよろしいかと思うんですが、実は何カ所かの自治会から照会がありまして、1月16日付で各自治会長さん宛てに31年度敬老事業の補助金額等の

見直し案についてということで通知をされております。これは、内容をかいつまんで申し上げますと、新年度の予算編成に当たり、他市の実施状況との比較や事業の組みかえ、市の財政状況との事業検証を行い、平成31年度から下記のとおり見直しを検討しているところであります。ただ、31年度の第1回定例会での審議を経てからの正式な決定になりますということで、見直し案として、ただいま言った2,200円を1,500円に減額をしないと。敬老祝金は1,500円とありましたけれども、これを3,000円にしないと、具体的な数字を示して自治会長さんに案内をしております。

そこで、この時期は、私も自治会長の経験がありますから、当然ほとんどの自治会が事業年度、暦年度、1月から12月ということで、12月中には恐らく決算、予算も含めた毎年の定期総会を開催されて承認されて、終わっているんだということ。何カ所かの自治会で、いや、実は市の助成金が減額になるんで、予算の組みかえ、あるいは敬老事業の見直しを、ことし検討しなければならぬということで、いろいろと混乱したということをお聞きしました。そこで、事業目的から見て、この敬老事業を拙速に進めるのではなくて、各自治会と、ある程度時間をかけて向き合って、しっかり理解を得た上でこの事業を進めるべきだと私は思いますけれども、敬老事業に対する市の思い、それから、今回の拙速な、言葉は悪いですが、案内文書、通知についての見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

敬老事業の考え方ということでありますが、この事業については、委員のお話のとおり、私も長年この土別を築いてこられた高齢者の方に感謝の意を示すという大切な事業だと考えているところであります。

このたびの混乱を招いたといった部分の経緯についてでありますけれども、これについては、31年度の予算編成にかかわって、全ての事業の検証といった部分を行ってまいりました。この中では、敬老事業についても例外でなく、この事業の内容も検証に当たったわけでありますけれども、これまで敬老事業も多くの自治会で事業を展開していただいておりますが、出席される方、今平均で約35%ぐらい、そしてまた少子高齢化の影響によりまして、敬老会が開催できないといった自治体もある中、財政状況の部分、これも一つありますので、各市の状況なども調査をさせていただいた結果、これについては市民の皆様方の理解が得られれば見直しをしていきたいということで、文書でもって通知というお知らせをさせていただいたわけでありますけれども、これにつきましては、やはり時間のない中での本当に拙速な取り組み方ということで、その文書の後には、個別に担当課のほうも御意見をお聞きする中で、皆さんの状況を確認させていただいたわけでありますけれども、その中では、やはり、今、委員おっしゃられたように、総会も終わって混乱を招いているという状況があったものですから、これについては見直しを見送って、また再度、この事業については、やはり自治会様との協働での事業、市民協働の事業ということがありますので、これは市長からも厳しく、これについては拙速に物事

を進めない、やはり早い段階でしっかりとそういう協働の相手方と協議をしっかりとしながら進めていかなければならないということで私も受けております。

今後、この事業については、先ほど申し上げました課題もあります。または財政状況の部分もあります。ただ、そういった意味では、多くの高齢者の方々にその感謝の意がどのように広く伝えることができるのか、こういうことも含めて、自治会の皆様方と時間をかけながら、早い段階から相談させていただいて、組み立ててまいりたいと思っております。

このたびは混乱と御迷惑をおかけしたことを本当に申しわけなく思っており、反省しております。今後、この反省をもとにしっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 次の質問に移らせていただきます。

除雪サービス事業ですけれども、これは除雪の労力確保が困難な高齢者などに対して行う事業ですけれども、本市の豪雪地帯にとっては、雪の処理は命と暮らしを守るために重要なことであります。その点を考慮すると、これは有効な事業ではないかと思えます。

そこで、予定の利用件数の見込みと、この要件、どういう要件で利用できるのか、それで、無料と有料との二通りあるんだと思えますけれども、有料者の件数と、さらに31年度から利用料設定が若干変更になるということのを伺っていますけれども、この設定の考え方について、あわせて伺いたいと思えます。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾主査。

○介護保険課主査（吉尾 渉君） お答えいたします。

除雪サービス事業の要件につきましてですが、除雪サービス事業は、日常生活に必要な通路及び屋根・軒下の除雪を行うサービスで緊急時の避難通路等の確保を担っております。通路除雪につきましては、玄関から道路まで除雪幅80センチで行っている事業になっておりまして、対象者が65歳以上のみで構成された高齢者世帯、3級以上の身体障害者等の手帳を有している世帯で、除雪ができないという事由が認められる世帯となっております。

新年度の利用件数の見込みでございますが、通路除雪につきましては155件、屋根・軒下の除雪に関しては180件、全体としまして、延べ200件程度の利用度を見込んでおります。

無料世帯と有料世帯の割合でございますが、通路除雪につきましては155件中135件が無料の区分、20件が有料の区分となる見込みでございます。屋根・軒下除雪につきましては、今回、無料区分を撤廃することから、全ての対象が有料区分となる見込みです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、私から質問、民生費のほうで3項目通告させていただいておりますが、ただいま大西委員のほうから敬老事業に関してと除雪サービス事業に関して答弁ございましたので、全て重複するということで割愛をさせていただきます。

私からは、31年度から新規事業となります権利擁護支援業務委託事業についての質問をさせていただきます。

これは、現在、士別市も高齢化や核家族化が進む中で、認知症や障害を持った方が日常生活自立支援事業で対応できない部分の権利擁護などをしっかりと守っていくという意味で、いわゆる成年後見制度を利用するためのセンターの設立ということになってございます。これまで、私が平成27年の第3回定例会で質問させていただき、設立に向けて、市のほうに協議を進めていただいたと、そのような経緯になってございます。それで予算書を見ますと、説明資料のほうなんですけれども、11ページに791万1,000円ということで、委託事業ですから全てが委託という形で計上になっていますが、まずは、今回、社会福祉協議会で受託をしてくれるということまでは明らかになっておりますが、事業の内容、委託内容を具体的に説明をいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐山地域包括支援センター副長。

○地域包括支援センター副長（佐山友美君） お答えいたします。

権利擁護支援業務委託事業の内容についてですが、本年4月1日から士別市社会福祉協議会が設置運営予定の士別地域成年後見センターに権利擁護支援業務を委託いたします。士別市社会福祉協議会では、士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町をセンターの活動範囲として、従来から実施している北海道社会福祉協議会からの委託事業である日常生活自立支援事業を継続して実施するとともに、成年後見制度の利用促進を図り、権利擁護に関する総合的な相談や支援を行うために士別地域成年後見センターを設置いたします。

委託する具体的な内容についてですが、1つ目としましては、成年後見制度の利用等に関する相談及び制度の普及啓発事業、2つ目としましては、親族及び市町村長申し立てに関する支援事業、3つ目としましては、市民後見人の養成支援事業、4つ目といたしましては、成年後見制度にかかわる関係機関等との連携となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

それで、予算に載っている、いわゆる委託費791万1,000円ですけれども、この算定基準といえますか、どのような内訳でこの金額になっているのかの御説明をいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐山副長。

○地域包括支援センター副長（佐山友美君） お答えいたします。

士別地域成年後見センターの総事業費1,264万円を1市3町で案分し、委託料として各自治体が負担いたします。内訳は、センター職員の人件費が1,092万6,384円、運営協議会委員報酬及び市民後見人養成講座やフォローアップ研修会、講師謝礼として69万円、管内及び道内の旅費が20万2,560円、成年後見制度とセンター周知のためのパンフレット作成費や市民後見人養成講座、フォローアップ研修資料代、車両の燃料費代で需用費が41万円、研修会や全国権利擁

護支援ネットワーク年間費の負担金が7万円、パソコンや権利擁護システムの備品購入費が45万円となっております。なお、本市の負担額は791万1,000円となります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

それでは、ただいま御説明いただきましたが、本市においては負担割合が、ここに計上している額で791万1,000円ということですが、これは1市3町で行うという、今、最初の事業内容にありましたが、これまで1市3町で設置するに当たってどのような協議をなされたかというのと、あと今、御説明いただきました事業費の負担率、これがどのような算定になっているのかの御説明もいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐山副長。

○地域包括支援センター副長（佐山友美君） お答えいたします。

まず、本市におきまして、平成28年10月に権利擁護の支援体制の整備を図るために、弁護士や社会福祉士等の専門職と権利擁護の相談支援を行っている機関及び行政職員とで構成するプロジェクトチームを設置し協議を重ねた結果、総合的な権利擁護支援を実施する機関が必要との判断に至りました。引き続き、（仮称）権利擁護センター設置に向けたより具体的な検討を行うために弁護士を初め市内社会福祉法人で権利擁護の相談支援を行っている社会福祉士などの専門職及び行政職員も加わった権利擁護研究会を設け、話し合いを進め、まずは、平成29年12月に旭川市を中心とする1市8町の広域で先進的な取り組みをしている旭川成年後見センター職員及びセンターを委託している自治体の中心となっている旭川市役所の担当職を本市に招き、3町の職員の参加もいただく中、勉強会を行い、広域でのセンター設置の必要性を学んだところでは。

平成30年5月からは1市3町の担当課長並びに担当職にて協議を開始し、弁護士や社会福祉士などの有識者と士別市社会福祉協議会職員を構成員とする（仮称）権利擁護センター設立検討協議会を設置し、毎月1ないし2回程度の会議を開催し、協議をしてきました。8月には、広域で設置運営をしている室蘭成年後見支援センター（西胆振2市3町）を協議会構成員14名で視察しております。視察後は、具体的なセンターの業務内容や委託方法などについて検討を重ねてきました。従来から士別市社会福祉協議会が基幹型社協として、1市3町で広域で実施している日常生活自立支援事業を含め、法人後見も見据えた権利擁護センターの必要性を確認し、広域で権利擁護支援の拠点となるセンターを設置することと、その業務を士別市社会福祉協議会に担っていただくことが望ましいとの結論に至っております。

1市3町の負担割合についてですが、均等割、人口割、要介護認定者数、知的障害者数、精神障害者数で、それぞれ20%ずつとなっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 最後の負担率のことで再度お伺いします。

要介護認定者、知的、それから精神で20%ずつというお話がありましたが、これは要するに各自治体の中の該当する人数は関係なく、全体の比率で20%、20%、20%という意味なんですか。

○委員長（丹 正臣君） 米谷健康長寿推進室長。

○健康長寿推進室長（米谷裕子君） お答えいたします。

この負担割合については、均等割がまず20%ということは、これでまず20%は平等に負担するんですけども、おのおの1市3町の高齢者であれば、要介護認定を受けている人の割合を全体の20%の中で、その割合を各市町が負担します。それから、各障害者の人数についても、1市3町の人数の割合で、その20%を負担します。そして、精神障害者についても同様であります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

これは当然、毎年委託事業ということですから、毎年度予算に計上するということですので、今の説明ですと、当然ですけども、毎年、例えば要介護認定者であるとか障害を持った方の人数分を全体の20%に振り分けるということによろしいんですね。わかりました。

それでは、具体的に中身のほうの質問に入りたいんですけども、実際に、社協のほうで受託をしていただくんですけども、実際に、このセンターにかかわるスタッフの体制なんですけれども、もし現状でどういう人員配置になるかとか、あと、どういった資格を持っている人が配置されるのかというのがわかっていたら教えていただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐山副長。

○地域包括支援センター副長（佐山友美君） お答えいたします。

士別地域成年後見センターのスタッフ体制についてですが、センター長が士別市社会福祉協議会との兼務で1名、主任相談員が1名、非常勤で相談員が1名、同じく非常勤で10月から生活支援員が1名、計4名を予定しています。センター長を除き職員については、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者の配置を予定しています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

それで、実際に業務に当たって、先ほど御説明もいただきましたけれども、法人後見も想定しているということで、成年後見制度は法人後見が受ける場合や、もしくはまた一般の市民後見人というのがつくことがあるかと思うんですけども、その区分、利用区分で両方ともやるということなんですけれども、主にどのような場合、法人後見で、どのような場合、市民後見になることが考えられるんでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷裕子君） お答えいたします。

法人後見と市民後見人の考え方についてでありますけれども、法人後見等の業務は、家庭裁判所の審判によって成年後見人等に選任されることにより開始されます。士別市社会福祉協議会では、士別地域成年後見センターを設置した後、法人後見も行う予定とお聞きしているところです。被後見人等へは主に福祉サービスなどの利用契約や日常的な金銭管理などの支援を行いますけれども、不動産などの大きな財産の処分や多額の預貯金のある方などは、弁護士等の専門職と複数後見で受任することとして、財産の処分が完了した時点で法人後見に切りかえることを考えております。家庭裁判所から法人後見の受任の要請がありましたら、成年後見センターの中で協議を行いまして、被後見人等の諸事情を考慮して、事務局専門職の担当者を決定するとともに、後見等業務に履行補助者として、市民後見人である後見人等候補者から後見人を推薦いたします。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、市民後見人に関してお伺いいたします。

先ほどの御説明にもあったとおり、今回の事業の中には、市民後見人の養成支援も受任していただくといったことがあるようです。それで、視察にも常任委員会で2年前に行ったんですけれども、まずは、当然、市民後見人の育成から始まって、実際に被後見人の方に専属でついたらと。その中で、主に市民後見人のお仕事は、身上監護が主だったようなんですけれども、なかなか複数の事案にまたがったりすると、市民後見人の方も対応に困ってしまうとか、そういったケースがあって、なかなか市民後見人自体が育たないという現状もあるとお聞きしました。そういった意味で、先ほども御説明ありました市民後見人の養成支援という部分で、具体的にどのようなフォローアップ体制をとっていくのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷裕子君） お答えいたします。

市民後見人の育成についてですけれども、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職による第三者後見人の新たな担い手として、地域福祉の視点から、地域の実情に詳しい身近な市民、町民という立場で成年後見人の活動が行えるように、士別市からも3町からも市民後見人養成講座への参加を募りたいと考えております。また、市民後見人の養成講座は、法律や福祉の専門職や行政職員等から50単位の約50時間、おおよそ8日間の座学と実習を含めたカリキュラムを受講する必要があると、受講者を確保することや実際に市民後見人として活動する場合は後方支援に時間を要することなどから、隔年程度といたしまして、一度受講された方のフォローアップ研修を繰り返しまして、市民後見人として活動できる人材を確保し、実際に受任された市民後見人へは、センター職員がしっかりとバックアップをしていく体制をとっていくこととしております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

現在、この地区でも実際に成年後見制度というものを利用されている方もいる中で、今後、さらにセンター開設にあわせてそういった対象者が増える可能性もございますし、また、逆を言えば、そういった細かな制度をまだ知らない方もいらっしゃいますので、今後、また改めて周知啓発に努めていただきたいと思います。その辺について現段階でどのような周知をされる予定なのか、わかっていることがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷裕子君） お答えいたします。

成年後見制度の周知啓発についてでありますけれども、成年後見制度に関する情報の発信、講演会等の開催など、市民、町民、関係機関を対象としまして、制度活用等に関する幅広い広報及び啓発を行ってまいります。今までも1市3町の社会福祉協議会が権利擁護研修会を年1回、本市で開催してきましたけれども、センター開設後はセンター職員が各町へも出向きまして、研修会や出前講座、相談会などを行って、市民、町民に周知することに加え、3町との連携のもと、広報誌やホームページの活用、関係機関窓口にパンフレットの設置等を行います。また、士別と名寄の弁護士の会からも、成年後見制度の啓蒙普及のための講演会等の協力をいただける予定にもなっているところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 民生費の中から、敬老バス乗車証有料化の影響はということで質問いたします。

まず、ちょっと名前の問題をいきたいと思います。フルネームで敬老バス乗車証ということですが、いろいろ質問とか答弁を聞いていると、略するとき敬老バスと答弁でも、略して使っているときがありますが、これはバスに乗らない人からすると敬老バスというバスが走っているのではないかと思われがちなんです。それで、略す場合は敬老乗車証というほうが適切な用法ではないかと思えます。この士別市地域公共交通網形成計画の概要版の中にも、敬老バスの見直しと書いてあって、ちょっとこれは誤解を生むんじゃないかと思えますので、直し方よろしくをお願いします。

私の提案なんですけれども、いっそのこと有料化するんですから、この際、名前をつけると。シベカあるいはさほっちパスとか、名前をつければいいんじゃないかと思えます。この点について検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 松ヶ平介護保険課長。

○介護保険課長（松ヶ平久美子君） お答えいたします。

敬老バスなんです。まず正式な事業名は、確かに士別市敬老バス乗車証交付事業といいま

すが、平成3年度から実施されておりました、制度開始から30年近い年数が経過しており、敬老バスと略称で市民に親しまれており、浸透もしている事業であります。

委員御提言の愛称をつけるべきではというところなのですが、本事業は、本年4月から対象年齢を70歳まで引き下げ、利用できるように見直すわけではありますが、対象者が高齢者ということもありまして、いろんな名前が出てきますと、やはり混乱をされたり、長年もう親しんで、こちらからというよりは、高齢者の方々が皆さん敬老バスとおっしゃるような形にもなっておりますので、わかりやすくなじみやすいということで、このままのほうがよいかと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） よく、ほかの市町村で何とかシルバーパスとか、パスとバスなんです。パスというのは、こういう定期券だとかのパスですから、できれば、そのパスという名前を入れて何か名前つければいいんじゃないかなとも思ったんですが、ぜひよろしければ検討いただきたいと思います。

それで、先週の大綱質疑で谷守議員の質問と、それに対する答弁を聞いていますと、何か市営交通なのかなと、ちょっと思っちゃったんです。というのは、この100円です。4月から徴収するということですが、一度これはバス会社の運賃収入として入るんです。何か、その年間11万乗車程度あるから、それを割り返してみたいな数式も出ていましたけれども、一度バス会社の収支に入る数字という認識でよろしいですか。市営交通じゃないですね。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾主査。

○介護保険課主査（吉尾 渉君） お答えいたします。

今回有料化されるバス交通につきまして、士別軌道と道北バス2路線ございます。士別軌道につきましては、乗車時に、今現在もそうなんですけれども、乗車券を投函いただいているような形になるんですが、その際に利用者の負担額として、通常の高齢者の方は100円、障害者手帳等を有している方は半額の50円を投函していただきまして、バス会社の運賃収入として計上させていただきます。ただ、道北バス、こちらにつきましては、当初、士別軌道と同様の扱いをする予定でしたが、道北バスは会社のほうで、バス内での現金の取り扱い等を扱わないですとか、前金払いの乗車券ですとかICカードでの運賃の管理、運行管理等、完全なシステムで管理されているということもありまして、士別軌道と異なり乗車時の運賃の回収が困難ということが判明いたしました。道北バスにつきましては、直接的な運賃とは計上されないような形で運行するような形となります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 滝上介護保険課副長。

○介護保険課副長（滝上聡典君） 今、道北バスのお話をしましたけれども、道北バスは、先ほど吉尾主査もお話ししたとおり、バス内で100円を入れるという行為ができないということであ

りまして、道北バスはICカードの管理をしていますから、誰がどれだけ乗ったかという情報もわかります。なので、一度、道北バスから市のほうに乗車賃を請求いただいて、後ほど利用者に100円なり50円を納付書というか、請求納付書を送って、市のほうに入れていただくと、そのような形態をとるような形で考えています。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 非常に、その会社別に徴収方式が違うというのは、もうわかりにくいというか、問題あると思うんですけども、ちょっと整理しましょう。私も道北バスのことを聞こうと用意していたので、ちゃんと道北バスの時刻表も持ってきています。

道北バスについて、適用路線についてですが、まずお聞きします。名寄から旭川に行く道北バスが走っていますけれども、JR瑞穂駅の近くの多寄31線から例えば乗って、士別の市街地を過ぎて、南士別までが適用範囲かと思うんですけども、それでよろしいですか。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾主査。

○介護保険課主査（吉尾 渉君） 道北バスの適用路線についてお答えいたします。

議員もおっしゃられるとおり、旭川から名寄まで、いわゆる道北バス名寄線でございます。こちらの士別区間の士別市内の停留所が全て対象の路線となります。具体的には、南士別、難波田橋から多寄町の30線まで、こちらが対象の路線となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） この中で、士別軌道の中多寄線と競合する部分があります。士別駅前から多寄の市街地までがちょうど競合します。中多寄線は一日5便ですか、走っていますけれども、道北バスのほうが便数はずっと多いです。12便走っています。これ両方とも使えますか。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾主査。

○介護保険課主査（吉尾 渉君） お答えいたします。

道北バスカードの対象となる区域になるんですけども、南士別地区、また多寄地区に住所を有している方が士別軌道の乗車証と道北バスの乗車証の交付を行っているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 申しわけありません。今の、わからないでもないんですけども、南士別に住所のある方と多寄に住所のある方が両方もらえるんですか。道北バス用と士別軌道用と両方もらえるんですか。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾主査。

○介護保険課主査（吉尾 渉君） お答えいたします。

委員おっしゃられるとおり、2つの乗車証を交付しております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 多寄地区、南士別地区以外の市街地に士別のまちなかに住んでいる方には、両方乗ることはできないということなんですか。

○委員長（丹 正臣君） 滝上副長。

○介護保険課副長（滝上聡典君） この道北バスと士別軌道の重複路線というお話がありまして、具体的に言いますと、多寄の30線から39線にお住まいの方、この方々と、あと南士別にお住まいの方、この方が道北バスの利用の対象者になります。ただ、この方々、市内バスも乗りますので、こちらにお住まいの方に関しましては、士別軌道の乗車証と、もう一つ、道北バスのDカード、この2種類が交付されるという仕組みになります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 有料化した途端に何かすごい複雑なシステムになったような気がするんです。確かに競合している場合、一方のバス事業者にだけ助成するのはおかしいです。だからそのような対応になるのかなと思うんですけれども、先ほどの運賃支払いのやり方の問題も含めて、ちょっとこれこそ拙速だったんじゃないかなと私は思うんです。

拙速だったという理由のもう一つは、やはり以前からのヘビーユーザーには大打撃になるということです。私たまたまいきいき健康センターに毎日通っている、路線バスで通っているという方を存じているんですけれども、その方はやはり毎日100円、往復200円かかるんだねということ、年間数万円の負担増になるということです。やはりそういった人たちから、まず意見を聴取する必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はされてきましたか。

○委員長（丹 正臣君） 松ヶ平課長。

○介護保険課長（松ヶ平久美子君） お答えいたします。

利用回数の多い方の御意見を伺ってきたかということなんですが、敬老バス、現在、登録者数は2,800人を超えておりまして、70歳までに引き下げますと3,500人の登録が見込まれますが、士別軌道の現行の運用方法では、例えば個人別の利用回数ですとか利用区間、利用日等の詳細なデータの把握が困難なんです、あくまでもアンケートとか総体の登録者数から乗車数を割り出すしかできないという状況で、まず、どれだけ乗車回数が多い方がいらっしゃるかということ自体がまずわからないというところで、そういった方への意見聴取ということとはできない状況にはあるんですが、ただ、敬老バスの有料化や対象年齢の引き下げというところに関しましては、これまでの大綱質疑でも御答弁しているんですが、庁内の公共交通支援策を所管する部署でのプロジェクトチームでの協議のほか、中央、上士別、多寄、温根別、朝日の5地域で開催しました地域での意見交換会、公共交通活性化協議会での審議、さらには、老人クラブ交流会に参加しております31の老人クラブの会員を対象とした意見交換会など、公共交通網形成計画の策定にあわせて、さまざまな市民意見を聞きながら見直しを進めております。そのため、敬老バスを持続可能な制度とするために利用者への負担を求めたものであり、これらの意見交換会での反対意見はなかったというところから進めてきているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 有料化論というのは以前からあったし、ごみと同じで有料化すべきではないかという論も、私も実は10円とか50円でもいいから、とにかく取ったほうがいいんじゃないかというのは申し上げてたのでいいんですけれども、やはり、いきなり数万円負担増になるという事例があるというのは、ちょっと市のほうで頭に入れておいたほうがいいと思います。

最後の質問なんですけれども、ICカードです。私も道北バスのICカード、Dカードとこの持っているんですけれども、旭岳とあさっぴーの柄です。やはり旭川中心です。ICカードの一番のメリットというのは、やはり誰がどこから乗って、どこからおりたというのがわかるということ、ビッグデータが出るということです。今、松ヶ平課長のほうで答弁いただいたけれども、なかなか、そういうデータがとれていないとおっしゃったんですけれども、電子マネーにしたらデータもとれる、それから運賃の低減とかもできるということです。例えばあなたはことし50回乗りました。これ51回目ですと運賃90円にしますという細工ができるんです。現金だと、ずっと100円入れ続けなきゃならないんですけれども、電子マネーを使えば、そういった運賃の低減とかも可能です。あなたたくさん乗ったから安くしますと。私、実は士別軌道のすごいレトロっぽい雰囲気とか、手づくりな、アナログな感覚すごく好きなんですけれども、仮に士別軌道も道北バスみたいに電子マネー化すると、それでICの乗車券に対応するようなシステムをつくるとしたら、幾らほど投資しなければならないのかということをおっしゃると市のほうで押さえていますでしょうか、お聞きします。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

正式な見積もりではありませんけれども、他の交通事業者の導入事例を参考に、士別軌道が所有するバス16台に導入した場合の試算についてであります。車載器、ICカード、それからシステムなどで総額約6,850万円となる見込みです。また、この見積もり、見積もりというか金額にはICカードのチャージ機が1台しか含まれておりませんので、例えばチャージ機を増やすということになりますと、さらに事業費が増えるということになります。その他のランニングコストとして、月額17万円程度かかる見込みでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） こういう電子マネー化、IC乗車券化というのは、多分いろいろ国の政策とかで助成するよという機会もひょっとしたら出てくるかもしれないので、そういう助成なんかが出そうなときに、ちょっとウの目タカの目で政策のほう見て、もしうまくタイミングと財源がありましたら、IC化を援助するとしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。保育園の関係です。

今、幼児教育無償化ということで、消費税10%に上げると同時に10月から、幼稚園の幼児教

育と保育園の保育を無償化するんだと、3歳から5歳で無償化するんだと言われていたのですが、なかなか政策の全貌が定まりませんで、私も一般質問等で、この無償化について取り上げようかなとも思ったんですが、問題のその国の政策がなかなか細かいところが出てこないということで、今まで取り上げてきていません。今回は一時保育事業に絞って、この無償化について取り上げたいと思います。

今、市では、あいの実保育園の2階を使って、まつぼっくりという保育室をつくって、そこで一時保育を行っています。あとはあさひ保育園で行っていますが、その定員の推移と近年の利用状況をお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 前澤あいの実保育園主幹。

○あいの実保育園主幹（前澤亜由美君） お答えいたします。

一時保育の利用者、過去3年間の実績は、あいの実保育園につきましては、平成27年度は延べ2,993人の利用と28年度は延べ3,311人の利用、29年度は延べ2,988人の利用がありました。あさひ保育園につきましては、平成27年度は延べ262人、28年度は延べ417人、29年度は延べ338人の利用となっています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） あと、定員のほうもお伺いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 前澤主幹。

○あいの実保育園主幹（前澤亜由美君） あいの実保育園の定員につきましては、おおむね20名となっております。あさひ保育園の定員については、おおむね2名から3名となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 保育士不足は、先ほど苔口委員のほうでも出されていましたが、その中でこれだけの人数を受け入れているというのは非常に大変だと思いますけれども、需要は増えているということで、いろいろ忙しいかと思いますが、この中で、要件です。市ではいろいろ預ける際の要件を設けていると思いますけれども、主に母親の就労だとかリフレッシュだとかいろんな要件がありますが、その要件別の利用状況、大体のところを教えてください。

○委員長（丹 正臣君） 前澤主幹。

○あいの実保育園主幹（前澤亜由美君） お答えします。

利用状況の内訳としましては、あいの実保育園においては、平成27年度は、保護者のリフレッシュなど私的理由保育の利用が延べ1,510人、保護者の就労、求職活動などの非定型の利用が延べ1,236人、保護者の出産や通院による緊急保育の利用が延べ247人となっております。28年度は、私的理由保育の利用が延べ1,481人、非定型の利用が延べ1,511人、緊急保育の利用が延べ319人となっております。29年度は、私的理由保育の利用が延べ1,216人、非定型の利用が延べ1,580人、緊急保育の利用が延べ192人となっております。

あさひ保育園におきましては、平成27年度は、保護者のリフレッシュなど私的理由保育の利用が延べ138人、保護者の就労、求職活動などの非定型の利用が延べ124人、保護者の出産や通院による緊急保育の利用はありませんでした。28年度は、私的理由保育の利用が延べ278人、非定型の利用が延べ119人、緊急保育の利用が延べ20人となっております。29年度は、私的理由保育の利用が延べ304人、非定型の利用が延べ34人、緊急保育の利用はありませんでした。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今いただいたデータから見ますと、本当に半数近くの方がリフレッシュというか、いわゆる私的理由の利用だということです。そんな中で、ちょっと保育の内容というか、子供たちのほうに視点を持っていきますと、今、あいの実保育園等では、年齢別保育といって1歳児なら1歳児のクラスをつくってその中で保育するということですが、特にまっぼっくりの場合、あいの実保育園の場合は、全年齢児を集めて、1歳から5歳の子供を全部1室に集めて行っているということなんですけれども、この辺のメリット、デメリット等、長年一時保育園をやってみて、どう考察されていますか。

○委員長（丹 正臣君） 前澤主幹。

○あいの実保育園主幹（前澤亜由美君） お答えいたします。

あいの実保育園につきましては、利用定員がおおむね20名と利用される人数が多いことから、専用の1室で日々の利用年齢に合わせて必要な人員配置を行い、保育を行っております。メリットにつきましては、専用室で保育することにより、1歳から2歳の低年齢児や配慮を要する子供など、日々異なる状況の子供たちに対応した保育士を計画的に配置することができることと、保育士が1カ所にいることにより、緊急な事態が発生した際にも迅速な対応をとることができ、安全・安心な保育を行うことができます。また、保育の中では、異年齢でのかかわりができることで、年上の子が年下の子を手助けしてあげ、年下の子が年上の子をまねて互いに育ち合うという側面もあります。一方、デメリットとしては、大きなものではありませんが、年齢による発達の違いから、玩具等、遊びの提供の際には玩具の種類、必要な空間など、保育士が必要な空間等に気を配る必要があります。

あさひ保育園につきましては、通常保育と同じ保育室で一緒に実施しておりますが、利用児童が多くても2、3名で、利用者も固定していることから保育環境になれており、円滑な保育を行うことができます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 私も、やっているところの保育園の園児を連れてお散歩へ行くと、このまっぼっくりという一時保育室の皆さんがお散歩に来て、非常にほほえましく、大きな子が小さな子を見ているという光景を見て、笑顔が出ますけれども、そんなふうに長年保育をされてきたわけですが、この10月からは無償化ということで、一時保育園についてもどうやら無償化の

対象ということになるんだと思います。今まで、先ほどおっしゃったリフレッシュだとか私的
要因だとかというのが、やはり無償化の対象にはならないのかなと思うのですが、そういった
要件で、今まで主にお母さん、ママの自己申告だったと思うんですが、その辺は、市として一
時保育を受けるのに当たっても、やはりしっかり就労の証明なんかをとって認定していきな
きゃならないのかどうか、そこら辺どんなふう考えていますか。

○委員長（丹 正臣君） 東川保育推進課長。

○保育推進課長（東川由美君） お答えします。

一時保育の要件につきましては、無償化が開始されたとしても変更する予定はありません。
ただし、無償化の要件につきましては、認可保育園と同様に、就労など保育の必要性の認定が
必要となります。その対象者のみが無償化となります。

就労証明におきまして説明をさせていただきます。無償利用に関する認定の方法についてお
答えいたします。無償利用する場合の保育の必要性の認定については、住民票がある市町村が
行うこととなっております。利用者からサービスの利用前に事前に申請をいただきまして、認
定後から無償利用の対象となります。一度、認定を行いますと、小学校入学までの期間で認定
されることから、利用のたびに認定の必要はありません。市町村で認定されてから対象となる
ことから、利用が見込まれる場合は事前に申請いただくことが必要と考えております。市とし
ては、周知徹底していくとともに、各事業所にも申請を促していただくよう御協力をいただく
予定となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ちょっと一段深く聞かせてください。結局、今のその特にママさん、お母
さんたちの就労というのは、非常にそれこそ不定形になっている。パートに出ている場合に、
きょうは夕方から夜のシフトに入ってくださいとか、朝から午後のシフトに入ってくださいと
かいろいろ変わるし、休みの日も、平日に休みがあったりいろいろあるんですけれども、そう
いった中で、きょうは就労けれども、別の日はリフレッシュだという場合も、ひょっとした
らあるかなとも思うんですが、そういう場合も、一回もう就労と認定してしまえば、そこら辺
は性善説というか、本人が預けるときに言う必要はないということになるんですか。

○委員長（丹 正臣君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

先ほど国忠委員がおっしゃられましたように、国のほうから一時預かりについては詳細が示
されていないところでありますので、現段階では、認可保育園等と同じように就労の認定は必
要ということにはなっておりますが、その時間帯の利用について等ははまだ示されていないと
ころですので、後日示されたときには適切な方法で対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君）　そうです。本当に細かいところがまだ国から出ていないので何とも言えな
いかなと思います。

それで、この件の最後ですが、保育料の無償化はいろいろなふうに言われているんです。幼稚園では満2歳でも今は入園できますが、例えば6月に誕生日で、満3歳になった月から保育料無償になるとも言われているし、保育園に関しては、習慣というか、4月1日現在の年齢で1年間過ごすんです。3歳児さんといったら4月1日現在3歳児が1年間3歳児クラスというところに入ります。そんなこともあって、保育園については、どうやら保育料無償化は、満3歳の翌年といいますか、4月1日現在で満3歳になってないといけない、幼稚園は逆に満3歳の誕生日からではないかと言われています。この辺、市としては情報としてどういうふうに押さえていますか。

○委員長（丹 正臣君）　東川課長。

○保育推進課長（東川由美君）　お答えいたします。

保育の必要性の有無にかかわらず、利用できる1号認定の幼稚園については満3歳からの利用であり、利用時から一律無償となります。ただし、保育所また保育所や幼稚園における一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業については、保育の必要性の認定となった場合、ゼロ歳児から2歳児までは住民税非課税者のみ無償化、3歳児から5歳児までは一律無償化されますが、利用料は年度で区分されることになっていますことから、仮に年度途中で満3歳の誕生日を迎えたとしても、無償となるのは、その翌年度からとなっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君）　国忠委員。

○委員（国忠崇史君）　市長もお聞きになったと思いますけれども、そういうところにこの無償化のちょっと何かちぐはぐしたところがあらわれているんです。満3歳の誕生日からいいかというのと、そうじゃない、翌年になっちゃうということです。1年間保育料は同じで、市の場合、推移しますから、だから、やはりそこら辺は何か自治体にひょっとしたら、ギャップを埋めろと言われるかもしれないので私も心配しているところなんですけれども。

それで一時保育についても、結局、保育ですから、10月からだから、10月15日が3歳の誕生日で、きょうから無料ですかとかという親御さんの問い合わせも出てくると思うんですけれども、結局、一時保育についても、満3歳の誕生日から無料ということではないという、今のところの認識でよろしいですか。

○委員長（丹 正臣君）　藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君）　お答えいたします。

今、おっしゃられましたとおり、一時保育については、満3歳の誕生日からではなく、満3歳を迎えた翌年度の4月以降から無償化になるということです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君）　国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 次の質問に移ります。介護と保育分野の人材確保策についてお伺いします。

予算書のほうの95ページに、介護従事者新規就労定着支援事業費416万2,000円という項目があります。介護も本当に人手不足の分野で、外国人材を今、入れていくとか、あるいは介護についてはロボットで、人工知能なんかを使って介護できないかとか、いろんなことをやられています。その中で士別市としては、介護従事者新規就労定着支援事業というのを数年前からやっているということなんです、これまでの実績と新年度の概要をお願いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾主査。

○介護保険課主査（吉尾 渉君） お答えいたします。

介護従事者新規就労定着支援事業は、介護従事者の確保と定着を目的として複数の事業を展開しているところです。介護従事者新規就労定着支援事業は、平成28年度から実施しております。介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の修了者に受講費用の9割の金額を貸し付けいたしまして、市内の事業所への3年間の継続した勤務を行うことでその償還を免除する制度となっております。実際に行いました平成28年度におきましては、この実績というものはなかったのですが、平成29年度の実績といたしまして、介護初任者研修の受講者9名に総額81万円、介護福祉士実務者研修の受講者24名に292万1,000円、合計して33名に373万1,000円の貸し付けを行っております。今年度、平成30年度の実績の見込みにつきましては、介護福祉士実務者研修の受講者14名に総額128万1,000円の貸し付けを予定しております。

今年度から新たに始まりました介護従事者研修等支援事業におきましては、こちら各法人が独自に行っている介護従事者の資質向上ですとか従業員の教育に係る研修費用の2分の1を年間上限額10万円を上限として補助する事業として今年度から開始しております。今年度の実績見込みとしては、2法人において20万円の支出を予定しております。

続いて、介護ロボット導入支援事業、こちら今年度からの事業となりますが、こちらの概要といたしましては、介護のロボットを購入または3年以上のリースをした場合に、その費用の4分の1以内の額を上限にこちら年間10万円を上限に補助する事業となっておりますが、今年度におきましては、事業所への導入がなかったため、支出の見込みはございません。

続きまして、外国人技能実習生等の受け入れ等の支援として行っております介護研修生確保補助事業、また外国人日本語教室事業を予定しておりましたが、こちら、外国人技能実習生の受け入れが今、日本全国的にちょっと予定よりもおこなわれているというところで、本市におきましてもこの実績がないことから、こちらにつきましても今年度の実績はありません。

最後になりますが、新規介護従事者就労支援事業につきましては、市外からの移住者が市内の介護施設に就労した場合、特定の期間経過した後に支援金を支給するというものでございます。その期間というのが、1年間就労した場合は10万円、2年間就労時には15万円、3年間就労時に20万円、3年間を通じて経過したときには合計で45万円の支給を行うという事業でございます。30年度につきましては、こちらの実績もございませんが、本年4月、市内の事業所におきまして2名の新規採用者が内定しているため、今後1年以上、その方が士別で継

続して勤務していただければ対象になるものと考えております。

続いて、2019年度、来年度の事業についてです。介護従事者の新規就労定着支援事業で、今回、市内事業者既にアンケート等で事業の見込みを確認しながら予算の積算を行っておりまして、介護初任者研修におきましては5名45万円、介護福祉士実務者研修で10名135万円、合わせて180万円を予算計上しております。

介護従事者研修費等支援事業につきましては17法人で170万円、介護研修生確保補助事業で外国人技能実習生等の受け入れにつきまして3名予定されておりまして、30万円を計上しているところです。

また、新年度につきましては、新たな取り組みとして、学校法人と市内の介護事業所、市が連携いたしまして、事業所と学校法人がそれぞれ奨学金制度を設けて、学校卒業後には奨学金を給付したその市内の介護事業所に就労するという制度を今後広げていきたいと考えておりまして、PR等も含めた広告費、旅費等で34万円を予算計上しているものです。

以上です。

○委員長(丹 正臣君) 国忠委員。

○委員(国忠崇史君) まとめますと、介護ロボットとか外国人技能実習生等の受け入れと助成はなかったということなんですけれども、それ以外は、研修費用の助成と、それから土別市に移住して介護職についた場合の助成金というのが新年度はどうもあるぞということ。あと外国人の採用予定も3人あるということで、ふだん、保育の分野にいる者としては非常にうらやましいといったらあれですけれども、介護のほうがよくいっているというわけではないんでしょうけれども、やはりそういった就労支援事業というのはなかなかいろいろなことをやられているということです。

翻って保育のほうを考えてみますと、求人をしてても全然保育士が応募をしてこない、保育士が不足しているという状況ですが、例えばまず市立保育園での現状を聞かせてほしいんですが、ハローワークに行けば一目瞭然で、柱のところいっぱい市立保育園の求人がべたべたと張ってあるんですけれども、ああいう状況というのは、ずっと、どのぐらいの間続いているんですか。

○委員長(丹 正臣君) 東川課長。

○保育推進課長(東川由美君) 3月12日現在、市立保育園の保育士募集につきまして、まずはお答えいたします。

嘱託職員が3名、あいの実保育園の一時保育の保育士を含めまして、保育士2名を含めまして非常勤職員が6名、あわせまして産休・育児休暇代替職員として3名、計12名の保育士を募集しているところであります。

以上です。

○委員長(丹 正臣君) 国忠委員。

○委員(国忠崇史君) いろいろ嘱託だとか産休代替も入れて12名募集ということですが、応募が

あって、面接までこぎつけた人もほとんどいないという認識でよろしいですか。

○委員長（丹 正臣君） 東川課長。

○保育推進課長（東川由美君） 保育士の募集については随時募集を行っております。その際に、集中してというわけではないんですけれども、随時という部分では定期的にはないんですが、募集を行って、結果、そのことに対して応募に来られる職員もいらっしゃいます。つい先日も嘱託職員1名、非常勤職員1名を採用したところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 介護については非常に公的な就労支援も出てきているところで、保育については今やっと各自治体で、例えば家賃補助だとか、名寄市の場合は名寄市立大学を出た保育士を何とか地元においていこうという、地元で働いてもらうという政策もとられています。やはり保育の場合、この就労支援が出おくれたことで、スカウト会社が非常にもうばっこしていると、保育園やっていると、そのファクスが入ってきて、スカウト、保育士を紹介しますというファクスがたくさん来ます。3カ月勤務したら給料の6カ月分を手数料として、スカウト会社がいただきます。1カ月でやめたら紹介料はいただきませんとか、そんなことをいっぱい書いてスカウト会社がファクスを送ってくるんですけれども、やはりなかなか公的な部門がこの求人に絡んでいかないと、本当にこのスカウト会社がはびこって、その紹介料がどんどん高くなっていく現状があります。

介護分野のように保育分野でも同じような就労支援の施策を士別市独自でできないのかなと思うんですが、この辺の可能性についてお答え願いたいんですが、よろしくをお願いします。

○委員長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

まず、市内のこの介護人材の確保策、これにつきましては、この導入のきっかけといった部分で申しますと、介護従事者が不足して、入所者数を減らしたり、ベッドの病床の状況が、要するに閉鎖するといったような施設がありまして、市内に暮らします高齢者にとって、やむを得ず市内の施設に入れなくて、市外の施設に入らなければならないといったこともありまして、やはり、また事業所のほうでもベトナム人、こういう外国人の労働者を迎え入れなければ、これはもう存続できないといった、ちょっと緊急的な状況になったということもありまして、この事業、いろいろ取り組んでおります。

一方、保育士確保につきましては、市の保育園につきましては、通常の職員よりも5年、定年といえますか任用期間が長い、今65歳までということに伸ばしたり、また、市外から転入される嘱託職員には、住宅手当分の割増し賃金を支給する、また、さらには10日以上勤務で通勤手当を支給するなどの処遇改善を図っておりますし、また、ハローワーク、ホームページはもちろんですけれども、保育実習生を受け入れた養成校に対しての依頼、また北海道の保育士・保育所支援センターにおける保育士資格者の登録システム、これの活用、または潜在保育

士への直接的な声かけなどなど、これまでも行ってきております。また、認可外保育園あるいは僻地保育園につきましては、平成30年度に常勤保育士の基準を見直す中で補助金や委託料の増額を行ってまいりました。また、幼稚園や認定こども園に対しましては、施設型給付費として保育士の処遇改善加算を継続しているといったところであります。

しかしながら、先ほども答弁申し上げましたとおり、保育士の確保、これは介護人材も同じでございますけれども、なかなか確保が難しいと。さらには、今後保育料の無償化ということをお踏みますと、さらに保育ニーズが高まっていくのではないかとということも予想されますので、今後、保育関係者からの、その情報交換の場、こういったものを設けながら保育士確保に向けた協議も進めていきたいと思っておりますし、また、新年度に新たに創設されます創生戦略課、ここでもしっかり連携をとりながら、移住定住の部分、仕事の部分、そういったものを図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 以上で民生費を終わります。

○委員長（丹 正臣君） 本日の委員会はこれで終わりたいと思っております。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦勞さまでした。

（午後 3時30分閉議）